

外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。

○外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- ・外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。
- ・外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

金利、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

<市場価格が変動するリスク>

- ・外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。利子の適用利率が固定利率の場合、金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。利子の適用利率が変動利率の場合には、利子が増加するという特性から、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。
- ・金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。

<為替相場に関するリスク>

- ・外貨建て債券の円換算した価値は、為替相場(円貨と外貨の交換比率)が変動することにより、為替相場が円高になる過程では下落し、逆に円安になる過程では上昇することになります。したがって、売却時、あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
- ・外貨建て債券の売買や償還金及び利子の決済に際して、日本円等の建て通貨以外の通貨での決済が予め取り決められている場合、売却時あるいは償還時等の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
- ・通貨の交換に制限が付されている場合には、償還金及びその利子のその他の通貨への交換や送金ができない場合があります。

外貨建て債券の発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の業務、または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

<発行体等の信用状況の変化に関するリスク>

- ・外貨建て債券の発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、外貨建て債券の市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
- ・外貨建て債券の発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用

状況の悪化等により、償還金や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生または特約による額面の切下げや株式への転換等が生じた場合、投資額の全部または一部を失ったり、償還金に代えて予め定められた株式と調整金またはいずれか一方で償還されることがあります。償還金に代えて予め定められた株式と調整金またはいずれか一方で償還された場合、当該株式を換金した金額と調整金の合計額が額面または投資額を下回るおそれがあります。

また、額面の一部が切り下げられた場合には、その後の利子の支払いは切り下げられた額面に基づき行われることとなります。したがって、当初予定していた利子の支払いを受けられない場合があります。

- ・金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合等には、外貨建て債券の発行体または償還金及び利子の支払いを保証している者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って額面の切下げ、利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は外貨建て債券の発行体または償還金及び利子の支払いを保証している者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。
- ・主要な格付会社により「投機的要素が強い」とされる格付がなされている債券については、当該発行体または本債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度が上位の格付けを付与された債券と比べより高いと言えます。

＜償還金及び利子の支払いが他の債務に劣後するリスク＞

- ・弁済順位が他の債務に劣後する特約が付されている債券については、劣後事由が発生した場合には、弁済順位が上位と位置付けられる債務が全額弁済された後に償還金及び利子の支払いが行われることとなります。劣後事由とは破産宣告、会社更生法に基づいた会社更生手続きの開始、民事再生法に基づく民事再生手続きの開始、外国においてこれらに準ずる手続きが取られた場合となります。

その他のリスク

＜適用利率が変動するリスク＞

- ・外貨建て債券の利子の適用利率が変動利率である場合、各利率基準日に LIBOR 等の指標金利を用いた一定の算式に従って計算されます。このため、利子の適用利率は、各利率基準日の指標金利により変動し、著しく低い利率となるおそれがあります。

＜流動性に関するリスク＞

- ・新興国通貨は、米国市場若しくは欧州市場等の特定の市場が取引の中心となっています。そのため、当社における新興国通貨建て債券の取引については、新興国以外の通貨建て債券に比べて流動性は低くなっています。
- ・外貨建て債券は、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない、あるいは購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがあります。

企業内容等の開示について

- ・外貨建ての債券は、募集・売出し等の届出が行われた場合を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

無登録格付に関する説明書について

- ・当社から無登録格付業者が付与した格付の提供を受けた場合は、「無登録格付に関する説明書」をご覧ください。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・ 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎまたは代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子（為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・ 外貨建て債券の譲渡益及び償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・ 国外で発行される外貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・ 振替債(我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。)である外貨建て債券は、当社では原則として、その利子支払日の前営業日または利子支払日を受渡日とするお取引はできません。なお、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。
- ・ 外貨建て債券は、当社では原則として、その償還日の 4 営業日前までのお取引が可能です。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座または振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券の全部、または一部(前受金等)をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金または有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示しただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送または電磁的方法による場合を含みます。)

当社の概要

商号等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号
本店所在地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 電話番号：0120-64-5005 受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00(祝日等を除く。)
資本金	48,323,132,501 円(2017 年 9 月 30 日現在)
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和 19 年 3 月
連絡先	カスタマーサービスセンター(0120-104-214)又はお取引のある取扱店までご連絡ください。

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>) に掲載している外国の発行体が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

■ 「証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」のご紹介

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、株式、債券、投資信託等、金融商品取引法の特定第一種金融商品取引業務、及び特定第二種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関として金融庁の指定・認定及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR 促進法）に基づく認証を受け、中立的な立場で苦情・紛争を解決します。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、

- (1) お客様からの金融商品取引業に関するご相談・苦情の窓口
- (2) 金融商品取引に関するお客様と証券会社との紛争を解決するための窓口

として、金融商品取引業者等の業務に対するお客様からの様々なご相談・苦情や紛争解決あっせん手続きの申立てを受付けています。（あっせんは、損害賠償請求額に應じ2千円から5万円をご負担していただきます。）

あっせん手続き実施者（あっせん委員）は、公正・中立な立場の弁護士が担当し、迅速かつ透明度の高い解決を図ります。

名称	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)
所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館
電話番号	0120-64-5005
受付時間	9:00~17:00 (土・日・祝日等を除く)

2018年3月

発行登録追補目論見書



エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー
(HSBC Bank plc)

エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー
2022年4月12日満期 ブラジルリアル建社債(円貨決済型)

－ 売 出 人 －

株式会社SBI証券

本社債はブラジルレアル建てであり、元利金はブラジルレアル額を該当する為替レートにより換算した円貨額により支払われます。そのため、本社債の価値は、ブラジルレアルの金利や日本円とブラジルレアル間の為替レートの変動を受けて、変動することがあります。また、本社債の元利金の支払金額は、日本円とブラジルレアル間の為替レートの変動により影響を受けます。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】

28-外9-66

【提出書類】

発行登録追補書類

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成30年3月12日

【会社名】

エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー
(HSBC Bank plc)

【代表者の役職氏名】

ヨーロッパ・中東・アフリカ (EMEA) グローバル・マー
ケッツ代表 パトリック・ジョージ
(Patrick George, Head of Global Markets, EMEA)

【本店の所在の場所】

連合王国 E14 5HQ ロンドン市カナダ・スクエア 8
(8 Canada Square, London E14 5HQ, U.K.)

【代理人の氏名又は名称】

弁護士 神田 英一

【代理人の住所又は所在地】

東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 パレスビル3階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】

03-6632-6600

【事務連絡者氏名】

弁護士 芦澤 千尋
弁護士 土手 康瑛
弁護士 星 長 夕 貴

【連絡場所】

東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 パレスビル3階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】

03-6632-6600

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】

社債

【今回の売出金額】

9,200,000 ブラジル・リアル
(円貨相当額 297,528,000 円)
(2018年3月2日現在の PTAX レートとしてブラジル中
央銀行により発表された円/ブラジルリアルの変換レ
ートの仲値の逆数である 1 ブラジルリアル=32.34 円 (小
数点以下第三位を切捨て) の換算レートで換算してい
る。)

【発行登録書の内容】

提出日	平成 28 年 4 月 26 日
効力発生日	平成 28 年 5 月 9 日
有効期限	平成 30 年 5 月 8 日
発行登録番号	28-外 9
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000 億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番 号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
28-外 9-1	平成 28 年 5 月 9 日	1,699,200,000 円	該当なし	
28-外 9-2	平成 28 年 5 月 9 日	227,150,400 円	該当なし	
28-外 9-3	平成 28 年 5 月 9 日	352,407,840 円	該当なし	
28-外 9-4	平成 28 年 5 月 9 日	145,800,000 円	該当なし	
28-外 9-5	平成 28 年 5 月 20 日	233,730,000 円	該当なし	
28-外 9-6	平成 28 年 5 月 26 日	293,453,248 円	該当なし	
28-外 9-7	平成 28 年 5 月 31 日	1,426,521,000 円	該当なし	
28-外 9-8	平成 28 年 6 月 10 日	325,821,600 円	該当なし	
28-外 9-9	平成 28 年 6 月 17 日	161,868,000 円	該当なし	
28-外 9-10	平成 28 年 6 月 30 日	218,230,000 円	該当なし	
28-外 9-11	平成 28 年 6 月 30 日	1,037,069,550 円	該当なし	
28-外 9-12	平成 28 年 7 月 11 日	360,757,800 円	該当なし	
28-外 9-13	平成 28 年 8 月 29 日	197,113,965 円	該当なし	
28-外 9-14	平成 28 年 8 月 29 日	207,768,000 円	該当なし	
28-外 9-15	平成 28 年 8 月 31 日	948,562,800 円	該当なし	
28-外 9-16	平成 28 年 9 月 1 日	174,691,440 円	該当なし	
28-外 9-17	平成 28 年 9 月 9 日	434,062,620 円	該当なし	
28-外 9-18	平成 28 年 9 月 20 日	191,776,942 円	該当なし	
28-外 9-19	平成 28 年 9 月 23 日	304,556,240 円	該当なし	
28-外 9-20	平成 28 年 9 月 30 日	1,453,363,200 円	該当なし	
28-外 9-21	平成 28 年 10 月 5 日	208,768,000 円	該当なし	
28-外 9-22	平成 28 年 10 月 12 日	210,560,000 円	該当なし	
28-外 9-23	平成 28 年 10 月 21 日	520,448,000 円	該当なし	
28-外 9-24	平成 28 年 10 月 27 日	212,224,000 円	該当なし	

28-外9-25	平成28年10月31日	332,100,000円	該当なし
28-外9-26	平成28年10月31日	1,194,600,000円	該当なし
28-外9-27	平成28年11月9日	543,090,000円	該当なし
28-外9-28	平成28年11月11日	332,340,000円	該当なし
28-外9-29	平成28年11月21日	205,757,800円	該当なし
28-外9-30	平成28年11月24日	221,886,000円	該当なし
28-外9-31	平成28年12月2日	634,357,500円	該当なし
28-外9-32	平成28年12月14日	116,610,000円	該当なし
28-外9-33	平成29年1月6日	760,240,000円	該当なし
28-外9-34	平成29年1月25日	212,160,000円	該当なし
28-外9-35	平成29年3月16日	641,886,000円	該当なし
28-外9-36	平成29年5月2日	1,159,100,000円	該当なし
28-外9-37	平成29年5月2日	215,588,136円	該当なし
28-外9-38	平成29年5月11日	663,598,400円	該当なし
28-外9-39	平成29年5月26日	258,967,456円	該当なし
28-外9-40	平成29年6月9日	641,488,200円	該当なし
28-外9-41	平成29年6月23日	649,049,375円	該当なし
28-外9-42	平成29年6月30日	348,403,100円	該当なし
28-外9-43	平成29年6月30日	559,903,000円	該当なし
28-外9-44	平成29年7月4日	472,500,000円	該当なし
28-外9-45	平成29年8月31日	1,141,800,000円	該当なし
28-外9-46	平成29年9月1日	198,240,000円	該当なし
28-外9-47	平成29年9月1日	284,549,168円	該当なし
28-外9-48	平成29年9月1日	477,500,000円	該当なし
28-外9-49	平成29年9月1日	977,450,000円	該当なし
28-外9-50	平成29年9月8日	255,134,700円	該当なし
28-外9-51	平成29年9月20日	198,960,000円	該当なし
28-外9-52	平成29年10月12日	862,678,080円	該当なし
28-外9-53	平成29年10月13日	179,509,440円	該当なし
28-外9-54	平成29年10月25日	97,636,000円	該当なし
28-外9-55	平成29年10月25日	183,105,000円	該当なし
28-外9-56	平成29年10月27日	245,470,400円	該当なし
28-外9-57	平成29年10月31日	1,088,700,000円	該当なし
28-外9-58	平成29年11月10日	100,640,000円	該当なし

28-外9-59	平成29年11月14日	99,499,000円	該当なし	
28-外9-60	平成29年11月14日	201,280,000円	該当なし	
28-外9-61	平成29年11月30日	10,333,072,000円	該当なし	
28-外9-62	平成29年12月8日	148,393,000円	該当なし	
28-外9-63	平成30年1月5日	690,960,000円	該当なし	
28-外9-64	平成30年1月15日	192,826,000円	該当なし	
28-外9-65	平成30年1月17日	324,760,000円	該当なし	
実績合計額		39,991,692,400円	減額総額	0円

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 460,008,307,600円
（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
該当なし						
実績合計額		該当なし	償還総額	該当なし	減額総額	該当なし

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） 該当なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注) エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシーは、本書において、課税、法令及び規制についていかなる助言もするものではない。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
第2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
売出社債（短期社債を除く。）	1
2 売出しの条件	2
第3 第三者割当の場合の特記事項	32
第二部 公開買付けに関する情報	33
第三部 参照情報	34
第1 参照書類	34
1 有価証券報告書及びその添付書類	34
2 四半期報告書又は半期報告書	34
3 臨時報告書	34
4 外国会社報告書及びその補足書類	34
5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類	34
6 外国会社臨時報告書	34
7 訂正報告書	34
第2 参照書類の補完情報	34
第3 参照書類を縦覧に供している場所	34
第四部 保証会社等の情報	35
「発行登録」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	36
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	38
有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実	44

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー 2022年4月12日満期 ブラジルリアル建社債（円貨決済型）（以下「本社債」という。）（注1）
売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	9,200,000ブラジルリアル（注2）
売出価額の総額	9,200,000ブラジルリアル
売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	株式会社SBI証券（以下「売出人」という。） 東京都港区六本木1丁目6番1号
記名・無記名の別	無記名式
各社債の金額	1,000ブラジルリアル（以下「額面金額」という。）
利率	年7.25%（注3）
償還期限	2022年4月12日（注4）
摘要	(1) 本社債につき、個別の格付は取得していない。 (2) 本社債のその他の主要な事項については、下記「売出社債のその他の主要な事項」を参照のこと。

(注1) 本社債は、発行会社の社債及びワラント発行プログラム（以下「プログラム」という。）に基づき、2018年4月11日（以下「発行日」という。）に、発行会社により発行され、かつ、2017年6月1日付約束証書（以下「約束証書」という。）により構成され、その利益を享受する。本社債に適用ある条項は、2017年6月9日付募集目論見書（その後に発行された又は発行される予定である補足目論見書を含み、以下「募集目論見書」という。）及び本社債に係る補足条件書（以下「補足条件書」という。）（いずれも英文で記載されている。）に記載されている。本社債は、いかなる取引所にも上場されない予定である。

(注2) 本社債は、2018年3月2日（以下「約定日」という。）における約定に従い、ユーロ市場で発行され、日本で売り出される。本社債のユーロ市場における発行券面総額は9,200,000ブラジルリアルの予定である。本書において、「ブラジルリアル」とは、ブラジル連邦共和国の法定通貨であるブラジルリアルをいう。

(注3) 本社債の付利は2018年4月12日より開始する。

(注4) 本社債は、下記「売出社債のその他の主要な事項 2. 償還及び買入れ (2) 税制上の理由による期限前償還」及び同「(3) 違法による期限前償還」、「3. 支払い (4) 為替障害」並びに「売出社債のその他の主要な事項 6. 債務不履行事由」に記載するとおり、償還期限前に償還される可能性がある。

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の100%
申込期間	2018年3月12日から2018年4月9日まで
申込単位	1,000ブラジルリアル
申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店、各支店及び各営業部店（注1）
売出しの委託を受けた者の住所、氏名又は名称	該当事項なし
売出しの委託契約の内容	該当事項なし
摘 要	受渡しは2018年4月12日に行う。

(注1) 本社債の申込み、購入及び払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人からあらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を売出人に提出しなければならない。

(注2) 本社債は、1933年米国証券法（その後の改正を含み、以下「米国証券法」という。）、米国のいずれかの州の証券法又はその他の法域の証券法に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。また、そのように登録される場合を除き、米国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の勧誘又は売り付けを行ってはならない。ただし、レギュレーションSに依拠する国外取引で非米国人に対する場合又は米国証券法の登録義務の免除若しくは当該登録義務に服さない取引に従う場合で、かつ、その他の適用ある証券法を遵守する場合はこの限りではない。本項において使用される用語は、米国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(注3) 本社債は、米国税法のTEFRA Dに従う。米国の税務規則により認められた場合を除き、米国若しくはその属領内において、又は、米国人（United States Person）に対して、本社債の募集、売出し又は交付を行ってはならない。本項において使用される用語は、1986年米国内国歳入法（その後の改正を含み、以下「歳入法」という。）及びそれに基づくレギュレーションにおいて定義された意味を有する。

(注4) 本社債は、欧州経済領域内のリテール投資家に対して、募集、売出し、その他の方法による提供を行うことが意図されておらず、また、募集、売出し、その他の方法による提供が行われるべきではない。ここにおけるリテール投資家とは、(i)指令2014/65/EU第4（1）条第11号（以下「MiFID II」という。）で定義されているリテール顧客、(ii)指令2002/92/ECの意味するところのMiFID II第4（1）条第10号におけるプロフェッショナル顧客としての要件を充足していない顧客、又は(iii)指令2003/71/ECに定義された適格投資家でない者のうち、一つ（又は複数）に該当する者を意味する。そのため、欧州経済領域内のリテール投資家に対して、本社債の募集、売出し、その他の方法による提供を行うために、規則(EU) No 1286/2014（以下「PRIIPs規則」という。）上要求される重要な情報を含む文書は用意されていない。したがって、欧州経済領域内のリテール投資家に対する本社債の募集、売出し、その他の方法による提供は、PRIIPs規則の違反となりうる。

売出社債のその他の主要な事項

1. 利息

- (1) 各本社債の利息は、ブラジルリアルによる額面金額に対して年7.25%の利率で、利息起算日である2018年4月12日（同日を含む。）から2022年4月12日（以下「満期償還日」という。）又は（適用ある場合）期限前償還される日（いずれも同日を含まない。）までこれを付す。利息の支払いは、2018年10月12日を初回とし、それ以降満期償還日又は期限前償還される日（いずれも同日を含む。）まで、毎年4月12日及び10月12日（以下、それぞれ「利払日」という。）に、下記「3. 支払い」の規定に従って後払いで支払われる。利息起算日又は前利払日（いずれも同日を含む。）から当該利払日（同日を含まない。）までの利息期間の利息として、額面金額1,000

ブラジルレアルの各本社債につき支払われる利息の金額は、各利息期間について 36.25 ブラジルレアルであり、期限前償還の場合は、期限前償還日までに発生した金額である。ただし、利息は、該当する為替参照レート決定日（下記に定義される。）に、下記の算式に従い、該当する為替参照レート（下記に定義される。）に基づき、計算代理人（下記に定義される。）が円貨に換算した円貨額（ただし、小数点以下第一位を四捨五入する。）により支払われる。

各利払日（期限前償還の場合は、期限前償還日）の利払円貨額 = 36.25 ブラジルレアル（期限前償還の場合は、期限前償還日までに発生した金額） × 該当する為替参照レート

利払日が営業日（下記に定義される。）に当たらない場合には、翌営業日を利払日とする（ただし、かかる日が翌暦月に属する場合は、当該利払日は直前の営業日とする。）。なお、かかる利払日の調整がなされた場合であっても、支払われるべき金額の調整は、一切なされない。

「営業日」とは、ロンドン、東京及びニューヨーク市において商業銀行及び外国為替市場が一般に支払決済を行っている日（土曜日及び日曜日を除く。）であり、かつ、ブラジル営業日（下記に定義される。）に該当する日をいう。

「ブラジル営業日」とは、サンパウロ、リオデジャネイロ又はブラジリアのいずれかにおける営業日をいう。

「為替参照レート」とは、円／ブラジルレアル PTAX レート（下記に定義される。）のアスクサイドの逆数（ただし、小数点以下第三位を四捨五入する。）を意味し、計算代理人が誠実に決定する。ただし、為替参照レート決定日に為替障害事由（下記に定義される。）が発生していない場合において、いずれかの為替参照レート決定日に、円／ブラジルレアル PTAX レートが何らかの理由で取得できない場合には、計算代理人は、その裁量により、当該為替参照レート決定日の為替参照レートを決定する。なお、為替参照レート決定日に為替障害事由が発生した場合は、下記「3. 支払い（4）為替障害」の規定が適用される。

「為替参照レート決定日」とは、該当する利払日、満期償還日又はその他該当する支払いの期限が到来する日の 5 為替参照レート営業日（下記に定義される。）前の日をいう。

「為替参照レート決定ページ」とは、ブラジル中央銀行のウェブサイト（www.bcb.gov.br の “Cotações e boletins”）又は、かかるレートを表示する目的の、計算代理人が誠実に決定する承継ページ（以下「ブラジル中央銀行ウェブサイト」という。）をいう。また、円／ブラジルレアル PTAX レートは、ブルームバーグページ<BZFXJPY Index>（又は、かかるレートを表示する目的のその承継ページ）上においても表示される。ただし、当該ブルームバーグページ上のレートとブラジル中央銀行ウェブサイト上のレートとの間に齟齬がある場合には、ブラジル中央銀行ウェブサイト上のレートが全ての目的において使用される。

「為替参照レート決定時間」とは、サンパウロ時間の午後 1 時 15 分頃をいう。

「為替参照レート営業日」とは、ロンドン、東京及びニューヨーク市において、商業銀行が一般の事業のために開いており、また外国為替取引を行っている日（土曜日及び日曜日を除く。）であり、かつブラジル営業日に該当する日をいう。

「円／ブラジルリアル PTAX レート」とは、該当する為替参照レート決定日の為替参照レート決定時間に、為替参照レート決定ページ上に表示される円／ブラジルリアルの外国為替レートを意味する（1円当たりのブラジルリアルの数値で表される。）。

- (2) 本社債は、その最終的な償還の日以降は利息を付さない。ただし、適法な呈示がなされたにもかかわらず、満期償還額（下記「2. 償還及び買入れ、(1) 満期における償還」に定義される。）又は（場合により）その他の償還金額の支払いが不当に留保又は拒絶された場合は、各本社債に対し、(i) 当該本社債に関してその日までに支払期日が到来している全額が当該本社債の所持人（以下「本社債権者」という。なお、「所持人」については下記に定義される。）により若しくは本社債権者のために受領された日、又は(ii) 計算代理人（下記に定義される。）が本社債権者に対して、計算代理人が本社債に関して通知した日から7日目の日までに支払期日が到来する全額を受領したことを通知した日から7日後の日（ただし、その後の支払いに不履行があった場合を除く。不履行があった場合には、本社債に対し継続して利息が付される。）のいずれか早い方の日まで（判断の前だけでなくその後も含めて）、本「1. 利息」の記載に従って、継続して利息が付される。

「計算代理人」とは、エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーをいう。

各本社債につき支払われる利息の金額は、各本社債の額面金額に、該当する期間に応じて上記に記載の利率を乗じて得られた金額に、下記の算式に基づき当該期間（以下「計算期間」という。）の日数を360で除して得られた商を乗じることにより計算される。ただし、上記のとおり、利息の支払いは、該当する為替参照レートにより換算される円貨額（ただし、小数点以下第一位を四捨五入する。）で、円貨によってなされる。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

ただし、計算期間の日数は、計算期間の初日（当日を含む。）から計算期間の末日（当日を含まない。）までを計算する。

2. 償還及び買入れ

(1) 満期における償還

各本社債は、償還期限前に償還又は買入消却されない限り、満期償還日に、額面金額1,000ブラジルリアルの各本社債につき、額面金額の100%（すなわち、1,000ブラジルリアルである。）

以下「満期償還額」という。)にて償還される。満期償還額は、該当する為替参照レート決定日に、計算代理人が下記の算式に従い円貨に換算した円貨額(ただし、小数点以下第一位を四捨五入する。)により、下記「3. 支払い」の規定に従って支払われる。

満期償還額の円貨額 = 1,000 ブラジルリアル × 該当する為替参照レート

満期償還日が営業日に当たらない場合には、翌営業日を満期償還日とする(ただし、かかる日が翌暦月に属する場合は、当該満期償還日は直前の営業日とする。)。なお、かかる満期償還日の調整がなされた場合であっても支払われるべき金額の調整は一切なされない。

(2) 税制上の理由による期限前償還

本社債について、

(i) 本社債の利息支払い後に、発行会社が下記「8. 課税上の取扱い」の規定に従って追加額の支払いを要求され、又は

(ii) 発行会社が当該本社債の償還をしようとする場合に(かかる目的において、発行会社がその他の方法で当該本社債を償還する権利を有するか否かについて考慮する必要はない。)、発行会社が下記「8. 課税上の取扱い」の規定に従って追加額の支払いを要求される

場合には、発行会社は、本社債につき、30日以上45日以内の事前の通知を関連する所持人に行った後、当該本社債のすべて(一部は不可。)を、発生しかつ未払いの利息(もしあれば)と共に円貨建ての期限前償還金額(下記に定義される。)で償還するものとする。ただし、かかる償還の通知は、本社債に関する支払期限が到来している場合に発行会社が追加額の支払いを義務付けられた最も早い日より90日より前にはなされないものとする。

発行会社は、本「(2) 税制上の理由による期限前償還」に基づいて償還の通知を行う以前に、独立した法律顧問又は会計士による証明書で、(a) 上記(i)又は(ii)の状況が現在において存在する旨、又は(b) 当該証明書の日付現在において提案され、かつ、当該法律顧問又は会計士の意見によれば、本社債に関する元利金の関連ある支払いがその他の方法でなされる日以前に有効となると合理的に予想される連合王国の法律(当該法律に従う規則を含む。)の変更若しくは改正又はその解釈若しくは適用の変更が、その通りに有効となった場合に、それらの状況が存在するであろう旨を記載した証明書を取得することができるものとし、かかる証明書は、本「(2) 税制上の理由による期限前償還」に従って証明を要求される状況を十分に証明するものである。

「期限前償還金額」とは、公正な市場価値(下記に定義される。)をいう。期限前償還金額は、該当する為替参照レート決定日における為替参照レートに基づき、計算代理人が換算する円貨額(ただし、小数点以下第一位を四捨五入する。)によって、下記「3. 支払い」の規定に従って支払われる。

「公正な市場価値」とは、期限前償還される各本社債について、発行会社(誠実かつ商業的に合理的な方法で活動する)及び/又は計算代理人が、(適用ある場合)発行会社及び/又は発行会社の関連会社の基本となる及び/又は関連するヘッジ取引及び/又は資金協定の解消のための合理的な経費及び費用を除いて、期限前償還される日の直前に決定する各本社債の公正な市場価値をいう。これらの公正な市場価値の計算は、早期償還が行われなかった場合に、本社債の所持人のために、発行者が本社債について当該早期償還日の後の満期日において負う支払義務と経済的に同視されるものを保存する効果を有する。

「6. 債務不履行事由」に基づく債務不履行事由の後における公正な市場価格を計算する目的で、本社債の公正な市場価値を決定する際、本社債に関する発行者の義務のすべてを履行することができることみなされる発行者の信用力は考慮されない。

(3) 違法による期限前償還

計算代理人が、適用ある現在若しくは将来の法令、法律、規則、判決、命令若しくは指令、又は政府、行政、立法若しくは司法の当局若しくは権限の要件若しくは要求の遵守（これらを含むがこれに限らない。）を理由として、本社債に基づく義務（又はこれに関連して行われた、ヘッジ取引に基づく発行会社若しくはその指定する関連会社の義務）の履行が、約定日以降にその全部又は一部において違法又は実行不可能となったと決定した場合、発行会社は、当該義務を終了する権利を有する。但し、計算代理人がかかる義務が違法なものとなった旨決定した場合、発行会社は、本社債に基づく当該義務を終了する前に、独立した法律顧問から意見を取得することができ、かかる意見は、本条件に従って要求される状況を十分に証明するものであるとする。かかる状況において、発行会社は、各本社債権者に期限前償還金額を支払う。本社債は下記「10. 通知」の規定に従って社債権者に通知される方法により償還される。

(4) 買入れ

発行会社及び発行会社と直接的又は間接的に関係を有するすべての者は、それぞれ、公開市場その他において、随時いかなる価格でも本社債を買入れることができる。かかる本社債は、保有、再発行又は再販売されることがあり、発行会社がかかる本社債を保有する場合には、発行会社の選択により消却されうる。

(5) 消却

確定社債券（下記「11. その他、(1) 本社債の様式、額面額及び権利」に定義される。）の場合には、当該確定社債券に添付された期限未到来のすべての利札が付されているか、又は共に提出されたことを条件として、本「2. 償還及び買入れ」の「(1) 満期における償還」又は「(2) 税制上の理由による期限前償還」に従って償還された本社債はすべて直ちに消却されるものとし、本「2. 償還及び買入れ」の「(4) 買入れ」に従って買入れられた本社債はすべて、発行会社の選択により直ちに消却されうる。上記の通り償還又は買入消却された本社債はすべて再発行又は再販売することはできない。

(6) その他の償還規定の有無

発行会社は、本「2. 償還及び買入れ」に規定される場合を除き、本社債を償還する権利を有さない。

(7) 計算及びラウンディング

本社債の償還につき支払われるべきすべての償還金額（以下「償還金額」という。）は、本「2. 償還及び買入れ」に従って計算されるものとし、かかる償還金額に関連して決定又は計算される金額をラウンディングする場合、計算代理人は以下のラウンディングに関する条項を適用するものとする。

計算金額に関し、償還金額は通貨の副単位（下記に定義される。）未満の端数を四捨五入して計算される（副単位の半額の切り上げ、その他適用される市場慣行に従った方法による。）。かか

る目的において、「副単位」とは、かかる通貨の国において法定通貨として利用可能な通貨の最低額である。

確定様式における本社債の特定額面金額が複数の計算金額から成る場合、又は本社債が大券によって表象される場合、償還金額は、(1)計算金額に関連して（上記に従った方法において決定される）支払われるべき金額及び(2)特定額面金額又は場合によっては額面上の残高総額に達するために計算金額に乗じる額との積になるものとする。

3. 支払い

- (1) 本社債に関する元金及び利息は、(以下の規定に服することを条件として) 本社債の呈示及び（一部の支払いの場合を除き）引渡しにより支払われ、また、利息の支払いについては、(次段落を条件として) 米国外に所在する支払代理人の指定事務所において関連ある利札の引渡しにより支払われる。本社債の支払いは、米国内の住所への郵送又は米国内で所持人が維持する口座への振込みによりなされるものではない。

本社債の利息について支払われるべき金額の支払いは、米国又はその属領（歳入法及びそれに基づく規則に定義される。）内に所在する支払代理人の指定事務所ではなされることはない。ただし、(a) 米国外に所在する支払代理人のすべての指定事務所における、支払期限の到来した当該本社債の利息につき支払われるべき金額の全額の支払いが違法であるか、又は為替管理若しくはその他同様の制限により有効に妨げられる場合、及び(b) 当該支払いが、適用ある米国法により許可される場合を除く。かかる場合には、発行会社は、ニューヨーク市に指定事務所を有する追加の支払代理人を直ちに任命するものとする。

確定社債券の支払いのためには、当該確定社債券を、これに付されたすべての期限未到来の利札と共に呈示しなければならない。期限未到来の利札を紛失した場合には、当該期限未到来の利札の額面金額（又は、元本全額の支払いではない場合には、当該期限未到来の利札の額面金額のうち、当該支払われる元本の合計金額の支払われるべき元本全額に対する割合に相当する額）が、支払われるべき金額の合計から差し引かれる。上記に従って差し引かれた元本金額については、当該元本支払いのための関連日（下記「8. 課税上の取扱い、連合王国の租税」に定義される。）から10年（下記「11. (2) 時効」に従い、当該利札が無効となったか否かは関係なく、又はこれより遅い場合には、当該利札の支払期限が到来したはずの日から5年）以内であれば、紛失していた利札の引渡しと引き換えに上記の方法に従い支払いを受けることができる。

上記にかかわらず、満期償還日及び利率が設定された確定社債券が発行され、当該確定社債券に付された又は当該確定社債券と共に引き渡された期限未到来の利札を伴わずに当該確定社債券が支払いのために呈示された際に差し引かれるべき金額が、支払われるべき金額を上回る場合、償還日に当該期限未到来の利札（添付されているか否かを問わない。）は要求に応じて無効となり（かつ、それに関する支払いはなされない。）、差し引かれるべき金額は支払われるべき金額を上回らないものとする。前文の適用により、確定社債券に関する期限未到来の利札の一部（全部ではない。）が無効となる場合、関連ある支払代理人は、その単独かつ絶対的裁量により、いずれの期限未到来の利札が無効となるかを決定し、また、かかる目的上、その単独かつ絶対的裁量により、期限到来までの期間が短い利札よりも期間が長い利札を選択するものとする。

(上記の適用以外の理由により) 本社債のいずれかの償還日が、当該本社債に付された利札の支払期日に当たらない場合、利札の直前の支払期日(又は利息起算日)(当日を含む。)から当該本社債につき発生した利息は、当該本社債及び当該本社債に付された期限未到来のすべての利札の提出と引換えによってのみ支払いがなされる。

大券の様式による本社債(以下「大券」という。)の場合、その元利金の支払いは、ユーロクリア及び/又はクリアストリーム・ルクセンブルクの勘定で保有される当該大券の関連ある部分についてユーロクリア及び/又はクリアストリーム・ルクセンブルクに対してなされる(仮大券の場合には、それに規定された証明を条件とする。)。かかる状況において、ユーロクリア及び/又はクリアストリーム・ルクセンブルクは、当該大券に関する元金又は(場合により)利息を、当該大券の持分がその帳簿の貸方に記入されている者の貸方に記入する。

- (2) 本社債に関して支払われるべき金額(元金、利息又はその他)の支払いは、小切手により、又は受取人の選択により、受取人が指定した米国外に所在する円貨建ての口座への送金により、円貨でなされる。

支払い及び交付は、いかなる場合においても、下記「8. 課税上の取扱い」の規定を侵害することなく、支払場所において適用ある財務その他の法令に従う。

上記の一般性を害することなく、発行会社は、発行会社、発行会社の親会社若しくは持株会社又は当該親会社若しくは持株会社の子会社が、米国連邦所得税法又は発行会社、かかるその親会社、その持株会社若しくはその子会社が遵守すべきその他の法律の要件を遵守するために必要な証明又は情報を支払代理人に提供するように、本社債又は利札に関する元金又は(場合により)利息の支払いを受ける者に対して要求する権利を留保する。

- (3) 円貨換算

本社債に関する利息、満期償還額、期限前償還金額は、該当する為替参照レート決定日における為替参照レートに基づき、計算代理人が換算する円貨額(ただし、小数点以下第一位を四捨五入する。)で、円貨によって支払われる。

- (4) 為替障害

為替障害事由が発生した場合には、それがいつであっても、発行会社は、その単独かつ完全な裁量により、以下のいずれかを選択することができる。

(i) 「10. 通知」に従った5日以上の上記の事前の通知を本社債権者に行った後、本社債権者に通知された日付において、本社債のすべて(一部は不可。)を、公正な市場価値にて償還すること(為替障害事由が、計算代理人が為替参照レートを決定する必要がある日(以下「予定為替参照レート決定日」という。)に発生し、その日が予定外休日(下記に定義される。)である場合には、当該公正な市場価値を決定するため、計算代理人は、誠実に、かつ、商業的に合理的な方法により、為替参照レートを先に決定するものとする。)

(ii) 計算代理人に対し、計算代理人が為替障害事由により発展したマーケット実務を反映するために必要又は望ましいとみなす、本社債の要項の調整を指示すること。

前段落に従い予定為替参照レート決定日が延期された場合、関連支払日（下記に定義される。）も必要に応じて、少なくとも延期された予定為替参照レート決定日に続く3現地銀行営業日延期され、又はそれ以上の場合には、予定為替参照レート決定日若しくは延期後為替参照レート決定日（予定為替参照レート決定日が予定外休日の発生を理由に延期された場合における延期された予定為替参照レート決定日）後30暦日延期されるものとする。

本「(4) 為替障害」に従ってなされる如何なる支払いの延期に関しても、利息その他の支払われるべき金額の調整は一切なされないものとする（すなわち、疑義を避けるために付言すると、上記のとおり延期された関連支払日において本社債につき支払われる如何なる利息も、本「(4) 為替障害」に従った関連支払日の延期はなされなかったものとして計算される。）。但し、爾後に本社債の要項に従った支払いがなされない場合には、上記「1. 利息」の記載に従って、継続して利息が付される。

「為替障害事由」とは、

計算代理人により決定されるもので、額面通貨若しくは決済通貨（以下「為替障害関連通貨」という。）に関連して行われたヘッジ取引に基づき又は関して、発行会社（又は発行会社の関連会社）が為替障害関連通貨で支払又は受領することの全部又は一部を不法又は実行不可能にする(a) 非転換性（下記に定義される。）、(b) 非移転性（下記に定義される。）若しくは(c) 非流動性（下記に定義される。）又は為替障害関連通貨に影響するその他の事由（適用ある現在若しくは将来の法令、法律、規則、判決、命令若しくは指令、又は政府、行政、立法若しくは司法の当局若しくは権限の要件若しくは要求の遵守の結果を含むがこれに限られない。）の発生をいう。

「額面通貨」とは、

ブラジルリアルをいう。

「政府当局」とは、

事実上若しくは法律上の政府（又は機関若しくはその代行機関）、裁判所、裁決機関、行政上若しくはその他の政府当局又はその他の私的若しくは公的な存在で決済通貨管轄区域（下記に定義される。）において金融市場（中央銀行を含む。）の規制を担当するものをいう。

「非流動性」とは、

約定日後に決済通貨について外国為替市場が非流動的になり、その結果として、発行会社が2つの参照ディーラー（下記に定義される。）との協議（可能であれば）の後に誠実にまた商業的に合理的な方法により決定し、発行会社が本社債に関する支払義務を果たすのに十分な決済通貨を取得できない場合をいう。

「非転換性」とは、

発行会社が決済通貨管轄区域における外国為替市場において、本社債に関する未払債務を転換することが不可能となる事由の約定日後における発生をいう。ただし、当該不可能となったことが、政府当局のいずれかが制定した法令、法律又は規則を発行会社が遵守しなかったことのみに基づく場合は除く（当該法令、法律又は規則が約定日後に制定

されたものではなく、また発行会社の責めに帰すことのできない事由により発行会社が当該法令、法律又は規則を遵守することが不可能である場合でないときに限る。)

「非移転性」とは、

発行会社が、決済通貨管轄区域内の口座間における又は決済通貨管轄区域内の口座から決済通貨管轄区域外の口座へ若しくは決済通貨管轄区域外の口座から決済通貨管轄区域内の口座への決済通貨の移転を行うことが不可能となる事由の約定日後における発生をいう。ただし、当該不可能となったことが、政府当局のいずれかが制定した法令、法律又は規則を発行会社が遵守しなかったことのみに基づく場合は除く（当該法令、法律又は規則が約定日後に制定されたものではなく、また発行会社の責めに帰すことのできない事由により発行会社が当該法令、法律又は規則を遵守することが不可能である場合でないときに限る。)

「参照ディーラー」とは、

計算代理人によって決定された、該当する外国為替市場における大手のディーラーをいう。

「関連支払日」とは、

本社債に関して、関連する予定為替決定日において決定される為替参照レートを参照することによって計算される支払額の支払日をいう。

「決済通貨」とは、

日本円をいう。

「決済通貨管轄区域」とは、

日本国をいう。

「予定外休日」とは、

該当するレートに関して、計算代理人により決定される日であって、為替参照レート営業日ではなくかつ予定為替決定日の直前2為替参照レート営業日まで（当該日を含む。）市場がその事実気づいていなかった（公表によって又はその他公表されている情報を参照することによって）日をいう。

4. 支払代理人及び計算代理人

- (1) 当初の主支払代理人の名称及び指定事務所は、以下のとおりである。

主支払代理人、支払代理人兼発行代理人

名 称： エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー（HSBC Bank plc）

住 所： 連合王国 E14 5HQ ロンドン市カナダ・スクエア 8

(8 Canada Square, London E14 5HQ, U.K.)

発行会社は、いずれかの支払代理人又は計算代理人の任命を変更又は終了し、及び／又はいずれかの支払代理人又は計算代理人が行為する指定事務所の変更を承認する権利を有する。ただし、本社債が未償還である限り、主支払代理人を常に維持するものとする。

- (2) さらに、発行会社は、上記「3. 支払い (1)」の第2段落に記載された状況においては、ニューヨーク市に指定事務所を有する支払代理人を直ちに任命するものとする。変更、終了又は任命は、下記「10. 通知」に従って、本社債権者に通知がなされた後のみ（ただし、支払不能の場合を除く。かかる場合には即時に）効力を生じるものとする。
- (3) 計算代理人は、本社債の要項（下記に定義される。）に従って行う本社債のためのすべての計算及び決定（かかる目的のための計算代理人による自身の権限、義務及び裁量の行使又は不行使に関するすべての決定を含む。）を誠実かつ商業的に合理的な方法によって行うものとする。
- (4) 支払代理人及び計算代理人は、本社債の所持人の代理人として行動するものではなく、発行者の代理人となるものである。これらの要項に基づいて計算代理人に求められるすべての計算に関する機能は、計算代理人の絶対的裁量によって委任することができる。

5. 本社債の地位

本社債は、発行会社の直接、無担保かつ非劣後の債務であり、その相互間に優先関係はなく、その発行日において、（法律により優先されるべき一定の債務を除き）発行会社のその他のすべての未償還の無担保かつ非劣後の債務と同順位である。

6. 債務不履行事由

本社債に関して、以下の事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれか1つ以上が発生し、継続した場合、本社債権者は、発行会社が受領した日に発効する発行会社への書面による通知により、所持人が保有する本社債の期限の利益が喪失した旨を宣言することができ、これによって当該本社債は、呈示、請求、異議申し立て又はその他いかなる種類の通知もなく、期限前償還金額及び償還日までに発生しかつ未払いの利息について、直ちに支払期限が到来するものとする。

- (a) 本社債若しくはそのいずれかにつき支払期限の到来した元金、又は本社債若しくはそのいずれかにつき支払期限の到来した利息に関する支払いが14日以上懈怠した場合。ただし、(1)かかる支払いに適用ある財務又はその他の法令を遵守するため、又はかかる支払いに適用ある管轄権を有する法域の裁判所命令に従うため、又は(2)かかる法令又は命令の有効性又は適用可能性に疑義が存在する場合において、主支払代理人が満足できる独立した法律顧問により、かかる有効性又は適用可能性について上記14日間になされた助言に従って、かかる支払いを差し控えるか又は拒絶する場合には、かかる債務不履行を構成しない。
- (b) 英国における発行会社の清算について命令がなされ、有効な決議が可決した場合（関連ある本社債権者の特別決議（下記「7. 社債権者集会、修正及び債務引受け」に定義される。）により、組織再編又は合併の仕組みに関する条件が事前に書面により承認されている場合を除く。）。

7. 社債権者集会、修正及び債務引受け

社債権者集会

プログラムに関連する1999年2月24日付社債発行基本契約（2017年6月1日に直近の修正、補足及び／又は再述がなされている。）（その後の随時の改正を含め、以下「社債発行基本契約」

という。)には、本社債又は社債発行基本契約のいずれかの規定の修正に関する特別決議(社債発行基本契約に定義されている。)による承認を含む、当該本社債権者の利益に影響を及ぼす事項を検討するために本社債の社債権者集会を招集することに関する規定が含まれている。かかる集会は、発行会社又はその時点で未償還の本社債の額面金額の5%以上を保有する本社債権者により招集されうる。当該集会において特別決議を可決する定足数は、その時点で未償還の本社債の額面金額の50%以上を保有又は代理する1名以上の者とし、延会においては、保有又は代理する本社債の額面金額にかかわらず、1名以上の本社債権者本人又は代理人とする。ただし、当該集会の議事に本社債の一定の規定(本社債の満期償還日の変更、本社債に関して支払われるべき金額の減額若しくは消却、又は本社債の支払通貨の変更を含む。)の修正が含まれる集会においては、定足数は、その時点で未償還の本社債の額面金額の75%以上を保有又は代理する1名以上の者とし、その延会においては、その時点で未償還の本社債の額面金額の絶対過半数を保有又は代理する1名以上の者とする。本社債の社債権者集会で可決した特別決議は、当該本社債権者が集会に参加したか否かを問わず、本社債権者のすべてを拘束するものとする。いかなる本社債の修正も、修正後可能な限り速やかに、本社債の所持人に対して通知される。

以下は、社債発行基本契約別紙2に掲げられた規定の抜粋である。

- 1) 以下の用語は、文脈上その他の解釈を要する場合を除き、以下の意味を有する。
 - (i) 「議決権証書」とは、発行会社が発行する英文による証書で、日付が付され、以下の事項が記載されているものを意味する。
 - (a) 当該日現在、一定の券面番号を有する本社債(当該議決権証書で指定された集会及びその延会に関して議決権一括行使指図書が発行されており、また、これが撤回されていない本社債を除く。)が発行会社に預託されており、又は(発行会社の満足するように)発行会社の指図に従って若しくは発行会社の管理下で保有されており、次のいずれかの事由が生じるときまで、当該本社債のかかる預託又は保有が停止されないこと。
 - (1) 当該証書で指定された集会又は(適用ある場合には)その延会の終了、及び
 - (2) 当該証書を発行した発行会社に対する当該証書の引渡し。
 - (b) 当該証書の持参人が、当該証書により表章される本社債に関する集会及びその延会に出席し、議決権を行使することができること。
 - (ii) 「議決権一括行使指図書」とは、発行会社が発行する英文による文書で、日付が付され、以下の要件を満たしているものを意味する。
 - (a) 本社債(当該議決権一括行使指図書で指定された集会及びその延会に関して議決権証書が発行されており、また、これが撤回されていない本社債を除く。)が発行会社に預託されており、又は(発行会社の満足するように)発行会社の指図に従って若しくは発行会社の管理下で保有されており、次のいずれかの事由が生じるときまで、当該本社債のかかる預託又は保有が停止されないことが証明されていること。
 - (1) 当該文書で指定された集会又は(適用ある場合には)その延会の終了、及び
 - (2) 返還される予定のかかる預託された各本社債につき発行会社から発行される受領書、又は(必要な場合には)発行会社の指図に従った若しくは発行会社の管理下での保有を発行会社の同意を得て停止される一又は複数の

本社債が、当該集会又はその延会の招集時刻の 48 時間前までに発行会社に対して引渡されること。

- (b) 当該本社債の各所持人が、発行会社に対して、当該集会又はその延会上程される決議に関し、上記の通り預託又は保有された一又は複数の本社債に帰属する議決権を特定の方法により行使すべき旨を指図していること、及びすべての当該指図が当該集会又はその延会の招集時間の 48 時間前からその終了又はその延期までの間、取消も変更もできないことが証明されていること。
- (c) 上記の通り預託又は保有された本社債の総数及び券面番号が、当該本社債に帰属する議決権につき、上記に従って賛成投票の指図がなされた決議事項と反対投票の指図がなされた決議事項とに明確に区分して列記されていること。
- (d) かかる文書に記名された 1 名以上の者（以下、各々を「議決権行使代理人」という。）が、当該文書に記載されたとおり上記(c)に定める指図に従い列記された本社債に帰属する議決権を行使することを、発行会社により授権かつ指図されていること。

議決権証書の所持人又は議決権一括行使指図書に記名された議決権行使代理人は、本社債の関連ある社債権者集会又はその延会に関連する一切の目的において、当該議決権証書又は議決権一括行使指図書に関連する本社債権者とみなされるものとし、また、当該本社債が預託されている発行会社又は発行会社の指図に従い若しくは発行会社の管理下で当該本社債を保有している者は、上記の目的において当該本社債権者とはみなされないものとする。

- (iii) 本項において「本社債」とは、関連ある集会が招集される本社債を意味するものとする。
- 2) 発行会社は、本社債の社債権者集会を随時招集することができ、また、その時点で未償還の本社債の額面金額の 5% 以上を有する本社債権者の書面による要求があった場合には、本社債の社債権者集会を招集しなければならない。なお、発行会社が当該集会の招集を 7 日間怠った場合には、本社債の社債権者集会はその請求者により招集されうる。発行会社が当該集会を招集しようとする場合、その日時、場所及び処理すべき議事の内容を書面により直ちに発行代理人に通知しなければならない。各当該集会は発行代理人が承認する時刻及び場所にて開催されるものとする。
 - 3) 集会の場所及び日時を記載した少なくとも 21 日（通知のなされた日及び集会開催日を含まない。）前の通知が、本社債権者に対して下記「10. 通知」に規定された方法により、本社債の社債権者集会に先立ってなされなければならない。当該通知には、通常、招集される集会で処理すべき議事の内容が記載されるが、（特別決議を除き）提案された決議について当該通知に明記する必要はない。当該通知には、集会の所定開始時刻の 24 時間前までに、議決権証書の取得又は議決権行使代理人の任命を目的として、本社債を発行会社に預託することができる旨、又は法人の場合には、取締役又は他の運営組織の決議により、代表者を任命することができる旨が記載される。発行会社が集会を招集する場合を除き、招集通知の写しが、発行会社に郵送されるものとする。
 - 4) 発行会社が書面により指名した者（本社債権者であってもよいが、必ずしもその必要はない。）は、各当該集会において議長に就任する権限を有する。ただし、かかる指名が行われない場合、又は指名された者が集会の開催指定時刻から 15 分以内に当該集会に出席しない場合、出席している本社債権者は、その中から 1 名を議長に選出するものとする。

- 5) かかる集会において、本社債若しくは議決権証書を保有しているか、又は議決権行使代理人であり、かつ、その時点で未償還の本社債の額面金額の 20%以上を保有又は代表する 1 名以上の者の出席をもって、議事の処理のため（特別決議の可決を目的とする場合を除く。）の定足数を構成するものとし、議事の開始時において必要な定足数が出席していない限り、いかなる議事（議長の選出を除く。）も処理されないものとする。特別決議を可決するための当該集会の定足数は、（以下の規定に従うことを条件として）本社債若しくは議決権証書を保有しているか、又は議決権行使代理人であり、かつ、その時点で未償還の本社債の額面金額の 50%以上を保有又は代表する 1 名以上の者の出席をもって構成されるものとする。ただし、以下の事項のいずれかを含む議事の定足数は、本社債若しくは議決権証書を保有しているか、又は議決権行使代理人であり、かつ、その時点で未償還の本社債の額面金額の 75%以上を保有又は代表する 1 名以上の者の出席をもって構成されるものとする。（各事項とも、特別決議の承認後にのみ実行することができる。）すなわち、

- (i) 本社債の満期償還日の変更、又は満期に支払われる額面金額の減額若しくは消却、
- (ii) 本社債において支払いがなされる通貨の変更、
- (iii) 特別決議を可決するために必要な多数の変更、
- (iv) 下記 18) (F)に記載されているスキーム又は提案の承認、又は
- (v) 本但書き又は下記 6)の但書きの修正

なお、本社債の社債権者集会において可決した特別決議は、本社債権者本人による集会への出席・欠席を問わず、すべての本社債権者を拘束する。

- 6) 集会の指定時刻から 15 分以内に定足数が出席していない場合、当該集会は、本社債権者の要求により招集された場合には、散会となる。その他の場合には、翌週の同曜日（又は該当日が祝日の場合は翌営業日）に延期され、同時刻に同じ場所で開催されるものとする（ただし、特別決議が提案される集会の場合を除く。特別決議が提案される集会の場合は、議長が指定し、発行代理人が承認する場所において、また、議長が指定し、発行代理人が承認する 14 日以上 42 日以内の期間につき延期される。）。かかる延会では、本社債若しくは議決権証書を保有しているか、又は議決権行使代理人（保有又は代表する本社債の元金額を問わない。）である 1 名以上の者の出席をもって（以下の規定に従うことを条件として）定足数を構成するものとし、当該出席者は、（以下の規定に従うことを条件として）特別決議又はその他の決議を可決し、また、当初の集会において必要な定足数の出席があれば適切に処理することが可能であった一切の事項を決定する権限を有する。ただし、延会の議事が上記 5)但書きに定める事項のいずれかを含む場合には、その定足数は、本社債若しくは議決権証書を保有しているか、又は議決権行使代理人であり、かつ、その時点で未償還の本社債の額面金額の過半数以上を保有又は代表する 1 名以上の者の出席をもって構成されるものとする。
- 7) 特別決議が提出される延会に関する招集通知は、当初の集会と同一の方法でなされるものとし（ただし、上記 3)に記載の「21 日」を「10 日」と読み替えることとする。）、かかる通知には、（関連ある定足数を当該通知に記載している場合に上記 6)の但書きが適用される場合を除き）本社債若しくは議決権証書を保有しているか、又は延会における議決権行使代理人（保有又は代表する本社債の元金額を問わない。）である 1 名以上の者の出席をもって定足数を構成する旨が記載される。上記に従うことを条件として、延会の通知を行う必要がないものとする。

- 8) 集会に提出された各議案は、先ず挙手により決定されるものとし、可否同数の場合には、議長が挙手及び投票の双方において、本社債権者、議決権証書の所持人又は議決権行使代理人として有する議決権（もしあれば）に加えて、決定票を有する。
- 9) 集会において、(挙手の結果を宣言する以前に)議長、発行会社、又は本社債若しくは議決権証書を保有しているか、若しくは議決権行使代理人である1名以上の出席者（保有する本社債の元金額を問わない。）により投票の要求がない限り、ある決議が可決され若しくは一定の多数により可決され、又は否決され若しくは一定の多数により可決されなかったとの議長による宣言は、当該決議の賛成票又は反対票の数又は比率を記録した証拠を要することなく、当該事実の確定的な証拠となるものとする。
- 10) 下記 12)を条件として、当該集会において投票が上記のとおり要求された場合、当該投票は、議長が指示する方法により以下の規定に従って直ちに又は延期後に行われるものとし、かかる投票の結果は、投票が要求された集会における、投票がなされた日付の決議とみなされるものとする。投票の要求は、当該集会において、投票が要求された議案以外の議事の処理の続行を妨げるものではない。
- 11) 議長は、集会の同意があれば、随時いかなる場所でも当該集会を延期することができる（また、当該集会により指示された場合には、随時いかなる場所でも当該集会を延期するものとする）。ただし、延会においては、当初の集会で（必要定足数の不足がなければ）適法に処理されたであろう議事を除き、いかなる議事も処理されないものとする。
- 12) 議長の選任又は延期に係る議案に関して当該集会で要求された投票は、延期されることなく、当該集会で行われるものとする。
- 13) 発行会社の取締役又は役員及びその弁護士は、社債権者集会に出席して発言することができる。上記を除き（ただし、発行及び支払代理契約の第 1.2 条に記載されている「残存」の定義の条件を侵害することなく）、保有している本社債若しくは議決権証書を呈示するか又は議決権行使代理人でない限り、いずれの者も本社債の社債権者集会に出席し発言することはできず、またいずれの者も当該集会で議決権を行使すること又は当該集会の招集を要求するに当たり第三者と共同することができない。発行会社又はその各子会社のいずれも当該会社の利益のために保有している本社債に関するいかなる集会においても議決権を有さず、その他いかなる者も当該会社の利益のために保有している本社債に関する集会において議決権を有さない。本別紙に含まれるいかなる規定も、議決権一括行使指図書に記名された議決権行使代理人が、発行会社の取締役、役員若しくは代表者又は発行会社と関係を有するその他であることを妨げない。
- 14) 上記 13)の規定に従うことを条件として、いかなる集会にも以下の規定が適用される。
 - (A) 挙手に際しては、本人であり、かつ、本社債若しくは議決権証書を呈示した者、又は議決権行使代理人である者は、各々1個の議決権を有するものとする。
 - (B) 投票に際しては、各出席者が以下の場合において1個の議決権を有するものとする。
 - (i) 本社債のすべてが単一通貨建ての本社債の社債権者集会の場合は、当該通貨の最小単位毎、及び
 - (ii) 複数通貨建ての本社債の社債権者集会の場合は、1.00 米ドル毎、又は米ドル以外の通貨建ての本社債の場合は、当該集会（若しくは延期された当該集会の当初の集会）の通知の公布日の午前 11 時頃（ロンドン時間）における発行代理人の当該通貨の対米ドル直物買相場による 1.00 米ドル相当額毎、

又は上記の通り呈示された本社債の額面金額、上記の通り呈示された議決権証書により表章された本社債の額面金額、又は各出席者が議決権行使代理人である本社債の額面金額において発行会社はその絶対的裁量により取り決めるその他の金額。

議決権一括行使指図書に記名された議決権行使代理人の義務を害することなく、2個以上の議決権を有する者はすべての議決権を行使することを要せず、また、すべての議決権を同一の方法で投票することも要しない。

- 15) 議決権一括行使指図書に記名された議決権行使代理人は、本社債権者であることを要しない。
- 16) 各議決権一括行使指図書は、議決権一括行使指図書に記名された議決権行使代理人が議決権の行使を予定している集会又は延会の開催指定時刻の24時間前までに、発行会社が承認する場所に預託されるものとし、かかる預託がなされない場合、当該集会又は延会の議事が行われる前に集会の議長が別段の決定を行わない限り、議決権一括行使指図書は有効なものとして扱われないものとする。各議決権一括行使指図書の認証された写しは、集会又は延会が開始される前に発行代理人に預託されなければならない。ただし、発行代理人はこれにより、議決権一括行使指図書に記名された議決権行使代理人の効力又は権限に関して、調査又は配慮する義務を負うものではない。
- 17) 議決権一括行使指図書の条件に従い行使された議決権は、議決権一括行使指図書又はそのもととなった本社債権者の指図に係る事前の取消又は変更にかかわらず、効力を有する。ただし、かかる取消又は変更に係る書面の通知が、登録事務所（又はかかる目的上発行会社により承認されたその他の場所）において議決権一括行使指図書が使用される集会又は延会の開催指定時刻の24時間前までに発行会社により受領されていないことを条件とする。
- 18) 本社債の社債権者集会は、以上の規定により付与される権限に加えて、特別決議（上記5)及び6)に記載されている定足数に関連する規定に従う。）により行使可能な以下の権限のみを有する。
 - (A) 発行会社及び本社債権者又は本社債権者のいずれかとの間で提案される和解又は調整を承認する権限。
 - (B) 発行会社又は発行会社の財産のいずれかに対する本社債権者の権利に関して、かかる権利が本社債発行基本契約、本社債又はその他に基づき生じるかを問わず、廃止、変更、和解又は調整を承認する権限。
 - (C) 本社債発行基本契約、本社債の要項又は本社債に記載されている規定に関して、発行会社が提案する変更に同意する権限。
 - (D) 本社債発行基本契約又は本社債の規定に基づき特別決議により付与されることが要求される権能又は承認を付与する権限。
 - (E) 本社債権者の利益を代表する義務遂行受任者として、いずれかの者（本社債権者か否かを問わない。）を任命し、本社債権者が特別決議により自ら行使することができる権限又は裁量権を当該義務遂行受任者に付与する権限。
 - (F) 発行会社又は設立済若しくは設立予定のその他の会社の株式、ノート、ボンド、ディベンチャー、ディベンチャー・ストック及び／若しくはその他の債務及び／若しくは有価証券（以下「有価証券等」と総称する。）と本社債との交換、有価証券等を対価とした本社債の売却、本社債の有価証券等への転換、若しくは有価証券等を

対価とした本社債の消却、又は現金と本社債との交換、現金を対価とした本社債の売却、本社債の現金への転換、若しくは現金を対価とした本社債の消却、又は有価証券等の一部及び現金の一部と本社債との交換、有価証券等の一部及び現金の一部を対価とした本社債の売却、本社債の有価証券等の一部及び現金の一部への転換、若しくは有価証券等の一部及び現金の一部を対価とした本社債の消却に関するスキーム又は提案を承認する権限。

- (G) 本社債の主たる債務者である発行会社（又は前代替者）を代替する法人を承認する権限。
- 19) 本項の規定に従い適法に招集及び開催された本社債の社債権者集会で可決されたあらゆる決議は、当該集会への出席の有無を問わず、また議決権行使の有無を問わず、すべての本社債権者を拘束し、各本社債権者は、これに従って当該決議を発効させる義務を負い、また、当該決議の可決は、当該決議がなされた状況がその可決の正当性を根拠付ける確定的な証拠となるものとする。本社債権者が適法に検討した決議に対する投票の結果の通知は、当該結果が明らかとなった日から 14 日以内に発行会社によって下記「10. 通知」に従い公表される。ただし、当該通知の非公表は当該決議を無効にするものではない。
- 20) 本社債発行基本契約又は本社債の要項で使用されている「特別決議」という用語は、本項の規定に従い適法に招集及び開催された本社債の社債権者集会において、挙手により議決権を行使した者の 75%以上の多数により可決された決議を、又は投票が適法に要求された場合は、当該投票により行使された議決権の 75%以上の多数により可決された決議を意味する。
- 21) 上記の各集会におけるすべての決議及び議事手続に関して議事録が作成されるものとし、発行会社が当該目的のために随時提供する記録簿に適法に記入される。かかる議事録は、当該決議が可決され、又は議事手続が実施された集会の議長が署名することにより、それに記入された事項に関する確定的な証拠となるものとし、反対の事実が証明されない限り、議事手続に関して議事録が作成された各集会は、適法に招集及び開催されたものとみなされ、可決された一切の決議又は実施された議事手続は適法に可決又は実施されたものとみなされる。
- 22) 発行会社は、本項に記載されたその他すべての規定に従い、本社債権者の同意なしに、本社債の社債権者集会の要求及び／又は開催、並びに本社債の社債権者集会への出席及び議決権行使に関する追加規則について、発行会社がその単独の裁量により適当であると考えるとおり規定することができる。

修正

社債発行基本契約又はプログラムに関連する 1999 年 2 月 24 日付発行及び支払代理契約（2017 年 6 月 1 日に直近の修正、補足及び／又は再述がなされている。）（その後の随時の改正を含め、以下「発行及び支払代理契約」という。）の場合には当該契約における他の当事者の承認を条件として、発行会社は、本社債権者の同意なく、以下の事項に同意することができる。

- (a) 本社債権者全体の利益に重大な損害を及ぼさない社債発行基本契約若しくは発行及び支払代理契約又は本社債の要項（以下「本社債の要項」という。）の修正（上記を除く。）、
- (b) 本社債の要項、社債発行基本契約又は発行及び支払代理契約の形式的、微細又は技術的な修正、又は明白な誤りを修正するため若しくは発行会社が設立された法域における強制的法律の規定を遵守するためになされる修正、

- (c) 本社債の補足条件書及び発行要項（関連ある補足条件書によって完成される本社債の要項を構成する。）と本社債の関連あるタームシートとの間の矛盾を修正するためになされる本社債の修正。

かかる修正は、本社債権者を拘束するものとし、当該修正後、下記「10. 通知」に従って実行可能な限り速やかに本社債権者に通知するものとする。

債務引受け

また、発行会社は、本社債権者の同意なく、本社債及びそれに付された利札に基づく主債務者としての発行会社に代わり、発行会社の子会社若しくは持株会社又は当該持株会社の子会社（以下「新発行会社」という。）による債務引受けに同意することができる。ただし、当該本社債及びそれに付された利札は、発行会社により取消不能の形で保証される。かかる債務引受けがなされる場合、本書における発行会社は、新発行会社と解釈される。かかる債務引受けは、下記「10. 通知」に従って、関連ある本社債権者に速やかに通知される。債務引受けに係る権利について、発行会社は、何らかの目的で特定の領域に居所を有するか若しくは特定の領域の居住者であるか、又はその他特定の領域と関係を持っているか若しくは特定の領域の管轄に服していることに起因する本社債権者個人の当該権利の行使による結果を考慮する義務はないものとし、本社債権者は、当該本社債権者に対するかかる債務引受けの租税上の公課について、補償又は支払いを発行会社に請求する権利を有さない。

8. 課税上の取扱い

連合王国の租税

本社債に関する元利金の発行会社による支払いはすべて、連合王国により又はそのために賦課される現在又は将来の一切の種類税金、賦課金その他の公租公課を源泉徴収又は控除することなく行われる。ただし、法律により、かかる税金、賦課金その他の公租公課の源泉徴収又は控除が要求される場合はこの限りではない。

発行会社が法律により上記の源泉徴収又は控除を要求される場合、かかる源泉徴収又は控除後に本社債権者又は（場合により）利札の所持人が受領する純額が、かかる源泉徴収又は控除がなければ本社債及び／又は（場合により）利札に関して受領するはずであった元金及び利息の額と等しくなるように、それぞれ必要な追加額を支払う。ただし、以下の場合においては、本社債又は利札に関してかかる追加額は支払われない。

- (a) 本社債又は利札の所持以外に連合王国又はその他の関連法域と関係を有することを理由として、本社債又は利札に関する税金、賦課金その他の公租公課が課される本社債又は利札の所持人又は当該所持人に代わる第三者に対する場合。
- (b) 本社債又は利札を呈示する主支払代理人又は支払代理人が満足する程度に、所持人が制定法上の要件を満たすことにより、非居住者である旨の宣言若しくはその他類似の免除請求を関連課税当局に行うことにより、元金若しくは利息の当該支払いを課税当局に通知（及び／若しくは当該課税当局に当該通知の証拠を提示）することにより、又はその他の支払代理人の指定事務所において関連ある本社債若しくは利札を呈示することにより、かかる源泉徴収又は控除を回避することが不可能であることが証明されない場合。
- (c) 関連日後 30 日を超える期間を経過した場合。ただし、その所持人がかかる 30 日間の最終日に支払いのために呈示していたならば受領する権利を有していた追加額を除く。

(d) 本社債若しくは利札又はいずれかの一部の唯一の実質所有者でない又は受託者若しくはパートナーシップ（ただし、受託者に関する受益者若しくは設定者、実質所有者又はパートナーシップの一員が、享受可能な又は分配される支払いを直接受ける場合には、当該受益者、設定者、実質所有者又は一員が追加額の支払いを受ける権利を有していない範囲を限度とする。）である所持人又は当該所持人に代わる第三者に対する場合。

本書における「関連日」とは、かかる支払いに関して支払期日が最初に到来する日、ただし主支払代理人がかかる支払期日以前に支払われるべき金額の全額を受領しなかった場合は、下記「10. 通知」に従いかかる金額の全額が受領された旨の通知が関連ある所持人に対してなされた日をいう。

発行会社が、税務上連合王国以外の居住者となった場合においては、本項における連合王国への言及は連合王国及び／又はかかる税管轄地への言及であると解釈される。

本書において、関連ある本社債の元金、利息又は元利金とは、適宜以下を含むものとみなされる。

- (i) 本「8. 課税上の取扱い」に基づいて支払われるべき追加額、
- (ii) 関連ある本社債について満期償還日に支払われるべき額面金額、
- (iii) 関連ある本社債について満期償還日より前に償還により支払われるべき額面金額、及び
- (iv) 関連ある本社債に基づいて又はそれに関連して支払われ得る額面超過金又はその他の金額。

本社債の要項中の他の規定にかかわらず、発行会社は、政府間契約に従い又は以下に記載する規則に関して他の法域が導入した法律の実施に伴い又は米国内国歳入庁との契約に従い、歳入法第 871 条 (m) 又は第 1471 条から第 1474 条（又はその修正若しくは承継法）の規則により許可又は要求される金額の源泉徴収又は控除（以下「米国許可源泉徴収」という。）を行うことが認められる。いずれかの者（発行会社の代理人を除く。）が支払いの受領にあたり米国許可源泉徴収のない支払いを受領できなかったとしても、発行会社及び支払代理人は、発行会社、支払代理人その他の当事者が行った米国許可源泉徴収に関する控除又は源泉徴収について、所持人に対する追加額の支払いその他の補償を行う義務を負わない。

日本国の租税

以下は主に本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談することが望ましい。

本社債に投資した場合の日本国における課税上の取扱いは現在以下のとおりである。

将来、日本の税務当局が支払いが不確定である社債に関する取扱いを新たに決めたり、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をしたりした場合、本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、本書に述べるものと著しく異なる可能性がある。

本社債の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払いを受ける本社債の利息は、それが租税特別措置法第 3 条の 3 第 1 項に定める国内における支払いの取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上 20%（所得税と地方税の合計）（2037 年 12 月 31 日までの間は 20.315%（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計））の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、日本国の居住者は、申告不要制度を選択することもできる。日本

国の内国法人が支払いを受ける本社債の利息は、それが租税特別措置法第3条の3第1項に定める国内における支払いの取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上15.315%（所得税及び復興特別所得税の合計）の源泉所得税を課される。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本社債の譲渡又は償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益又は償還差益は、20%（所得税と地方税の合計）（2037年12月31日までの間は20.315%（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計））の税率による申告分離課税の対象となる。当該譲渡損益又は償還差益が日本国の内国法人に帰属する場合は、これらは課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。

日本国の居住者は、本社債の利息、譲渡損益及び償還差損益について、一定の条件で、他の債券や上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等と損益通算を行うことができる。

外国法人の発行する債券から生ずる利息及び償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。従って、本社債に係る利息及び償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

9. 準拠法

(1) 準拠法

本社債及び本社債から生じる又は本社債に関連するすべての契約に定めのない義務は、英国法に準拠し、英国法に従い解釈される。

(2) 英国の裁判所

英国の裁判所が本社債から生じる又は本社債に関連する紛争（以下「本紛争」という。）を解決するため（本社債の存在、有効性若しくは解約に関する本紛争又は本社債の無効性の結論に関する本紛争を含む。）の専属的管轄権を有する。

10. 通知

(1) 本社債権者に対する通知

次の段落に規定される場合を除き、本社債の所持人に対する通知はすべて、ロンドンで頒布されている主要日刊新聞1紙（フィナンシャル・タイムズを予定、又はかかる公告が実行不可能な場合にはヨーロッパで一般に頒布されている英文の主要日刊新聞）に公告された場合、有効となる。かかる通知は、当該公告の日、又は2紙以上で公告された場合には最初の公告の日（2紙以上での公告が要求される場合には、要求されたすべての紙上において公告がなされた最初の日）になされたものとみなされる。

本社債が大券の様式による場合には、本社債の所持人に対する通知はすべて、当該大券の持分について帳簿に記載されている者への連絡のため、ユーロクリア及び／又はクリアストリーム・ルクセンブルク及び／又は（発行会社及びディーラーの間で合意する）その他の関連する決済システム、預託機関又はコモン・セーフキーパーに対して交付されることによって有効となる。

本社債に付された利札の所持人は、あらゆる目的において、本項に従い当該本社債の所持人に対してなされた通知と同じ内容の通知を受領したものとみなされる。

(2) 本社債権者からの通知

本社債権者からの通知は書面によるものとし、当該通知は、主支払代理人の指定事務所に関連ある本社債と共に提出されることにより行われるものとする。

11. その他

(1) 本社債の様式、額面額及び権利

(a) 様式及び額面

本社債は無記名式で発行される。本社債は、恒久大券に交換される仮大券により表章され（発行会社が、法令の変更によって重大な損害を被る状況にあると判断した場合にも、恒久大券に交換され得る）、恒久大券は、恒久大券に規定された限られた状況下でのみ確定社債券（以下「確定社債券」という。）に交換される。確定社債券には連続番号が付される。

本社債は、上記に示された額面金額で発行され、本社債の当初受渡し後は額面金額は変更されない。

確定社債券は、当初の交付時において利札が付され、一定の状況下における利払いにおいて、その呈示が前提要件となる。

(b) 権利

以下を条件として、本社債の権利は交付により移転する。本社債又は利札の「所持人」という記載には、当該本社債又は利札の持参人を含む。法律により許可される範囲に限り、発行会社及び主支払代理人は、いずれかの本社債又は利札の所持人を、そのために支払いを受ける目的その他あらゆる目的のために、（支払期限が経過したか否かを問わず、また、所有に関する通知若しくは所有に係る書面による通知、又はその過去の紛失若しくは盗失の通知に関係なく）その完全な所有者とみなし、そのように取り扱うことができる。

大券により表章されている本社債に関し、ユーロクリア及び／又はクリアストリーム・ルクセンブルク及び／又はその他の関連する決済システムの帳簿において大券の持分を有するとして記載されている者（以下、各々を「口座保有者」という。）は、当該大券の持参人に対して発行会社が行う各支払いの当該口座保有者への割当て及び当該大券に基づき発生するすべてのその他の権利に関し、ユーロクリア及び／又はクリアストリーム・ルクセンブルク及び／又はその他の関連する決済システム（場合による。）のみに依拠するものとする。口座保有者が当該大券に基づき発生する権利を行使する範囲及び方法は、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルク並びにその他の関連する決済システムの各規程及び手続きにより、随時決定されるものとする。本社債が大券により表章されている限り、口座保有者は本社債に基づき行われる支払いに関し、発行会社に対し直接請求を行わないものとする。

本社債における本社債権者の持分を反映した関連ある振替機関の帳簿は、大券により表章される本社債の券面金額の確定証拠となる。

(2) 時効

本社債及び利札は、本社債についてはその関連日から10年以内、利札についてはその関連日から5年以内に支払いのために呈示されない場合には、無効となる。本社債又は利札に関して元金又は利息の支払いのために発行会社から主支払代理人に対して支払われ、かつ、当該本社債又は利札が無効となった時点で未請求の金員は、発行会社に返還され、それに関する主支払代理人の債務はそれにより終了する。

(3) 本社債の代替社債券

本社債又は利札を紛失、盗失、汚損、毀損又は滅失した場合、請求者が再発行に関して発生する費用を支払い、かつ、発行会社が要求する証拠及び補償を満たした場合に、発行代理人の指定事務所において、かかる本社債又は利札は再発行されうる。汚損又は毀損した本社債又は利札は、再発行される前に提出されなければならない。

(4) 追加発行

発行会社は、随時その自由裁量で、本社債権者又は当該本社債に付される利札所持人の同意なく、本社債とすべての点において同順位の社債を追加で起債・発行し、かかる社債はその時点で未償還の本社債と併せて単一のシリーズを構成する。

(5) 第三者の権利

いかなる者も、1999年（第三者の権利に関する）契約法に基づき本社債の条項を強制する権利を有さない。

(6) 売出有価証券に関するリスク要因及びその他の留意点

投資家は、とりわけ、以下を参照されたい。

一 般

本社債への投資は投機的であり、かなりのリスクを伴っている。本社債の所持人は、場合によっては投資の一部又は全部を失う可能性があることを理解すべきである。

信用リスク

本社債は、発行会社の直接、無担保かつ非劣後債務であり、その他いずれの者の債務でもない。発行会社の財政状態が悪化しそうな場合、発行会社は本社債に基づく義務を履行できなくなる可能性がある（発行会社の信用リスク）。発行会社が支払不能又は本社債に基づく債務不履行に陥る場合、最悪の場合には、本社債の投資家は投資金額の全額を失うおそれがある。

発行会社に対するいずれの格付けも、関連する格付機関の独立した意見を反映したものであり、発行会社の信用の質を保証するものではないことに投資家は注意すべきである。信用格付けは、証券の購入、売却又は保有を勧奨するものではなく、当該格付けは、随時、修正又は撤回されることがある。

本社債に関するキャピタル・リスク

本社債への投資額の支払いは、すべて保証されているわけではない。結果的に、投資家の資本が、本社債への当初の投資額を下回ることもありうる。預金や同様の投資と異なり、本社債への投資については、英国金融サービス補償機構によって補償の対象とはならない。

本社債は無担保債務である

本社債は無担保のため、本社債への投資を検討する際には、発行会社の信用リスクの評価が投資家にとって極めて重要となる。発行会社が、本社債に基づき投資家に支払うべき金額を支払えなくなった場合、当該投資家は、担保／担保財産を責任財産として遡求することはできず、最悪の場合には、本社債に基づく支払いを一切受けられない可能性がある。

本社債は通常の負債証券ではない

本社債への投資は、定期預金への投資と同等のものではない。本社債には、償還の際に、投資金額を下回る金額しか返還されないか又は全額返還されない場合もあることから、本社債の条件は通常の負債証券の条件とは異なっている。

本社債への投資金額の償還額及び投資利益率は変動する可能性があり、これらは保証の限りではない。低利回りで、キャピタル・リスクが少ないか又は全くない定期預金や類似の投資とは異なり、本社債はより大きな利益を得られる可能性があるものの、より高い資本喪失リスクを伴っている。結果として、投資家の資本は当初の投資金額を下回るおそれがある。

基本通貨為替レートが予想通りに変動しない場合には、本社債からの利益は投資金額を下回るか、最悪の場合には、利益を全く得られないリスクがある。かかる場合、投資家は投資金額を全額失う可能性がある。

本社債に関し活発な取引市場や流通市場による流動性が存しない可能性がある

発行された本社債は新しい証券であり、広く分売されない可能性があるため、活発な取引市場がない。本社債が当初の発行後に取引される場合、特に実勢金利、類似の本社債の市場、一般的な経済状況、発行会社が支払った手数料及び発行会社の財政状態によっては、当初の価格よりも低い価格で取引される可能性があり、発行会社が財政難である場合において、本社債の所持人が本社債を元本よりも著しく低い価格で売却せざるを得ないときは、かかる本社債の所持人が、(たとえあったとしても)既存の流動性に関する取決めにより保護されないおそれがある。従って、投資家は、本社債への投資は取引が困難又は不可能となるリスクに晒されている。市場が発展した場合、本社債は、高い流動性を維持できない可能性があり、かかる流動性は、金融市場の変動による影響を受け易くなるおそれがある。

本社債の取引市場が発達するか、発達した場合の流通市場における本社債の価格、かかる市場が流動性を有するか否かについては、予測することができない。本社債が証券取引所において上場又は取引されていない場合、本社債の価格に関する情報を取得するのはより困難となり、本社債の流動性は悪影響を受ける。さらに、本社債が償還、買入れ又は消却された場合、未償還の本社債の数は減少し、本社債の流動性の減少の原因となる。本社債の流動性の減少は、本社債の価格の変動率の上昇を生じさせる可能性がある。従って、本社債への投資家は、本社債の流動的な流通市場がない場合には、その投資価値を現実化するために本社債の償還時まで待たなければならないリスクがあるため、本社債の償還日まで経済的リスクを負わなければならない可能性を前提に投資を進めるべきである。

違法

本社債の所持人は、本社債に基づく発行会社の義務(又はこれに関連して行われたヘッジ取引若しくは資金提供取引に基づく発行会社の指定する関連会社の義務)の履行が、約定日以降その全部又は一部において違法又は実行不可能となったと計算代理人が誠実な行為に基づき、

商業的に合理的な方法により判断した場合、発行会社が本社債に基づく自らの義務を解除できるというリスクに晒されている。かかる違法の判断の後、発行会社は計算代理人が決定する金額の支払いと引き換えに、本社債に基づく義務を終了することができる。当該金額は、関連する補足条件書にそのように記載されている場合には当該終了直前の本社債の公正な市場価値（かかる事由の結果、発行会社又はその指定する関連会社が本社債又は関連するヘッジ契約若しくは出資取引に関して負担した合理的な費用を十分に勘案して、調整される。）となる。かかる期限前終了の結果、本社債の所持人はその投資の全部又は一部に損失を被るおそれがあり、その場合には、当該本社債に対する将来的な支払利息（もしあれば）を享受できない。

本社債の価値及び取引価格に影響を及ぼす一定の要因

満期前の本社債の価値は多数の要因、すなわち（i）本社債の取引価格、（ii）満期までの残存期間、（iii）中間金利及び配当利回りの変動、（iv）為替レートの変動、及び（v）関連する取引費用（但し、これらの要因に限定されない。）に左右されることが予想される。これらの要因の結果、本社債の所持人が満期前に本社債を売却できる価格は、本社債に投資した当初の金額を下回る可能性がある。かかる各要因は相互に複雑な形で関連している（例えば、ある要因は、他の要因によって生じた本社債の取引価値の増加を相殺してしまう可能性がある。）。金利の上昇は、本社債の価値の低下を招くおそれがある。金利の変動はまた、ブラジル又は日本の経済に影響を及ぼす可能性があり、本社債の価値も悪影響を受けるおそれがある。本社債は、金利水準に基づき予想される価値を上回る価値で取引される場合がある。かかる差異は、基本通貨為替レートに関する期待から生じる「タイム・プレミアム」を反映している。本社債への投資家は、本社債の償還までの残存期間が減少するにつれ、このタイム・プレミアムは減少する可能性があり、本社債の価値に悪影響を及ぼすリスクがあることに留意すべきである。

潜在的な利益相反

発行会社又はその関連会社は、（i）自らの勘定又は自ら管理するその他の勘定で、基本通貨ペアに関連する取引を行う可能性、（ii）基本通貨を取得することにより、本社債に関連するヘッジ取引を行う可能性又は顧客の注文を促進する可能性、又は、（iii）基本通貨ペアに関する調査報告書を発表する可能性がある。発行会社又はその関連会社（場合に応じて。）によるかかる行為は、基本通貨ペア、ひいては関連する本社債の価値に悪影響を及ぼすおそれがある。

発行会社の関連会社の一部又は発行会社自体が、（i）本社債に基づく発行会社の義務のヘッジについてのカウンターパーティとなる可能性、（ii）本社債に関する決定及び計算について責任を負う計算代理人となる可能性、又は（iii）本社債の買付け又は保有状況と整合しない意見を述べる、若しくはそのような提案を行うリサーチレポートを公表する可能性がある。従って、発行会社又はその関連会社の間、及び発行会社又はその関連会社の利益と本社債の所持人の利益の間の両方で、一定の利益相反が生じるリスクがある。

手数料及びヘッジ費用

本社債の当初の発行価格には、発行会社及び／又はその関連会社が請求する販売手数料又は費用及び本社債に基づく発行会社の義務をヘッジする費用（見積費用を含む。）が含まれている場合がある。従って、発行により、発行会社又はその関連会社が流通市場で投資家から購入したいとする本社債の価格（もしあれば）は、当初の価格を下回るおそれがある。また、かかる費用、手数料及びヘッジ費用は、本社債の期限前償還により支払われる償還金額から控除さ

れることがある。さらに、かかる価格は、当該補償その他の取引費用の結果として、発行会社又は関連会社が使用する価格決定モデルにより決定される価額とは異なることがある。

一般的な経済条件が本社債に及ぼす影響

債券市場は、欧州その他の国々や地域における経済及び市場状況、金利、為替レート並びにインフレ率の影響を受ける。その他の地域で生じた事態が市場変動を引き起こさない、又はかかる市場変動が本社債の価格に悪影響を及ぼさない、又は経済及び市場状況がその他の悪影響を及ぼさないという保証はできない。

計算代理人の裁量及び評価

支払利息（該当する場合。）及び／又は償還に関する支払金の計算は、証券取引所その他の値付けシステムにおいて公表される一定の指定されたスクリーン・レート、レベル若しくは価額を参照することがあるが、かかるレート、レベル又は価額が該当する時間に表示されない場合、計算代理人が誠実な行為に基づき、商業的に合理的な方法により決定する、又は該当する本社債の条件に従い裁量権を行使して決定するレート、レベル又は価額（場合に応じて。）を参照することがある。計算代理人はまた、(i) 本社債の条件を調整／変更する権限、(ii) 支払いを延期する権限、(iii) 予定されている満期より前に本社債を償還する権限、又は (iv) 上記の権限を組み合わせ行使する権限等（但し、これらに限定されない。）、その他の裁量権を有することもある。投資家は、発行会社がヘッジ契約を締結した場合、本社債の要項に基づく計算代理人又は関連するヘッジに基づく計算代理人としての発行会社による裁量権の行使が、本社債のパフォーマンスに悪影響を及ぼすおそれがあり、その結果、利益が低下する可能性又は利益を全く得られない可能性もあることを認識すべきである。本社債は、一定の状況においては予定されている満期より前に、計算代理人が決定する金額で償還されることがあるが、かかる金額は元本金額を下回る可能性がある。従って、本社債の投資家にとっては、本社債に基づく支払いの計算及びその他の決定は、一当事者（発行会社それ自体又はその関連会社の場合がある。）により最終的に決定され、かかる計算や決定に異議を申立てることができないリスクが存在する。

計算代理人は、調整条件の設定にその独自モデルの使用を許可される場合があり、投資家にとっては、調整結果を前もって予測することが困難なことがある。この場合、評価モデルの適用についての専門知識がなければ、投資家は、本社債に基づく支払いに行われた調整が正当であり、本社債の発行条件とも一致していることを証明することが困難になるリスクが存在する。

本社債に関して計算代理人が行った計算及び決定はすべて、（関連する決定が行われた時点で明白な誤りがある場合を除き、）最終的なものであり、発行会社及びすべての本社債の所持人を拘束するものとする。計算代理人は本社債の所持人に対する義務はなく、本社債の要項に従い拘束されることが明示されている義務のみを有するものとする。計算代理人は、関連会社に対し、本社債の所持人から事前承諾を取得することなく、自ら適切とみなす自らの業務、権限、職務及び義務の全部又は一部を委任することができる。

為替変動リスク及び為替管理リスク

発行会社は、一般に、本社債及びその元本並びにその利息が額面通貨で表示されている間は、本社債に関する金額を決済通貨で支払いを行う。その結果、様々な潜在的な為替変動リスクが存在することから、本社債への投資家はこれらを考慮する必要がある。

投資家が、決済通貨で支払われた金額を投資家通貨に転換する場合

投資家が、本社債に基づきなされた支払いを決済通貨から自ら選択する通貨（以下「投資家通貨」という。）に転換する必要があると考える場合（例えば、投資家のその他の義務が投資家通貨で支払われる場合）には、決済通貨から投資家通貨への転換に当該投資家が支払わなければならない為替レートが好ましくなくなった場合、投資の価値が減少するおそれがある。

いつでも決済通貨に対する投資家通貨の価値が上昇した場合には、（i）投資家に支払われる償還価額及び（ii）本社債の市場価格は、いずれもその時点で投資家通貨に転換された場合に減少する。その結果、投資家が本社債に関して受領する金額は、転換により予想を下回る、又はゼロになるおそれがある。

通貨換算に伴う重大なリスク

通貨換算に伴う重大なリスクには、投資家が決済通貨により受領する額は決済通貨と額面通貨間の換算レートに依存し、その換算レートが大きく変動する（決済通貨に対する投資家通貨又は額面通貨の価値の上昇に起因する変動を含む。）リスクが含まれる。本社債の期間中に、当該ある通貨の他の通貨に対する価値が上がるか又は下がるかを予測するのは不可能である。

別の通貨から決済通貨に換算された金額又は基本通貨ペアを参照して算出された金額

本社債に基づく支払いについては、換算条項が適用される旨が定められており、その場合の支払金額は、上記の規定に従い決済通貨に換算される。従って、決済通貨及び投資家通貨に関連する上記及び下記の為替レート・リスク及び為替管理リスクについては、基本通貨及び／又はかかる基本通貨ペアにも当てはまる。

また、計算代理人により決定される代替レートは、障害が発生しなければ適用可能であった為替レートとは異なることがあるため、投資家への支払金額が減少する可能性がある。加えて、計算代理人が為替レートの決定を延期した場合、本社債に係る支払日（満期日又は現金決済支払日を含むが、これらに限定されない。）及び／又は引渡日（物理的な清算の場合。）も延期される可能性がある。

該当する為替レートの決定に係る具体的な確定日が予定外休業日である場合、当該確定日は、30 暦日間（又は補足条件書に規定されるその他の日数の暦日間）を延期期間の上限とすることを条件として、予定外休業日以外の翌為替営業日に延期され、その後商業上合理的に行為する計算代理人は、該当する為替レートを誠実に予測する。

為替管理リスク

本社債の投資家は、政府や通貨当局等、投資家通貨又は決済通貨への管轄権を有する当局が、（いくつかの当局が過去にも行ったように）為替管理を課す又は変更する可能性があり、それにより適用為替レートや国内又は国外への資金移転に悪影響が及ぶリスクにも注意を払うべきである。本社債の期間中に、当該ある通貨の他の通貨に対する価値が上がるか又は下がるかを予測するのは不可能である。

法の変更

本社債の要項は、募集目論見書の作成日における英国法及び英国税法に基づいている。本社債の要項の解釈及び／又は効力が、本社債の所持人の契約上の権利に重大な悪影響を及ぼす形で変更されるかもしれないというリスクが存在する。

募集目論見書の日付より後に出される可能性のある司法の判断又は英国法若しくは行政上の慣行の変更による影響に関しては、保証の限りではない。

振替システム

本社債は、ユーロクリア及び／又はクリアストリーム・ルクセンブルグによって又はそれに代理して保有されるため、投資家は、その持分につき当該決済システムを通じてのみ取引することができる。投資家は、譲渡、支払い及び本社債に基づく支払いを受けるための発行会社との情報のやりとりに関しては、決済システムの手続に依拠しなければならない。そのため、投資家は、本社債に基づく支払いが遅れたり、帳簿への記入又は登録簿への登録が不正確になされることの結果として、投資家が保有する社債の所有権を主張することが困難になる等の、決済手続上の誤りによって生じるリスクに晒される。

発行会社は、大券の持分に関する記録やそれに対する支払いの記録を行う責任や義務を負わない。本社債の所持人は、本社債に関し直接の議決権を有せず、代わりに、当該決済システムによって許される範囲で適切な代理人を任命することができる。

修正、権利放棄及び債務引受け

本社債への投資家のリスクとして、発行会社が以下のいずれかに該当すると判断した場合には、本社債の要項の修正が本社債の所持人の同意なく行われることがある。

- ・ 修正が、本社債の所持人全体の利益に重大な損害を及ぼすものではないこと
- ・ 本社債の修正が、形式的、微細若しくは技術的なものである場合、明白な誤りを正す場合又は発行会社が設立された法域の強行法規を遵守するために行われる場合
- ・ 本社債の要項が、関連する本社債に関するタームシートと整合しない場合

また、本社債の所持人に対する義務には、発行会社以外の主債務者によって保有されるビジネス上のリスクがある。本社債は、発行会社による保証を条件として、発行会社とその関連会社に発行会社の主債務者としての地位を承継させること（債務引受け）を認めている。

適用のある銀行破綻処理権限

EU 銀行再建・破綻処理指令（指令 2014/59/EU）（以下「BRRD」という。）には、金融機関とその親会社、その他のグループ会社の再建・破綻処理に関する EU 全体の枠組みが定められている。BRRD は、不健全な又は破綻した金融機関に対して十分に早期かつ迅速に介入するための一連の権限を関連当局に付与することにより、当該金融機関の重要な金融・経済機能が継続できるようにしつつ、当該金融機関の破綻が経済及び金融システムに及ぼす影響を最小化することを目的に制定されたものである。なお、英国においては、2009 年銀行法（以下「銀行法」という。）に BRRD の規定が盛り込まれている。

法定の介入権限

発行会社は、英国の銀行が財政難に陥った場合又はそのおそれがある場合、英財務省、イングランド銀行、英国健全性監督機構及び英国金融行為規制機構（それぞれ以下「英国破綻処理当局」という。）に、英国の銀行とその親会社、その他のグループ会社に関する幅広い権限を与える銀行法の適用を受けている。

これらの権限には、(a) 英国の銀行若しくはその親会社が発行した有価証券の全部若しくは一部、又は英国の銀行若しくはその親会社の不動産、権利及び負債（発行会社が発行した本社

債を含む。)の全部若しくは一部を、商業上の買い手、有価証券の場合は英財務省又はその被任命者、又は不動産、権利若しくは負債の場合はイングランド銀行が保有する法人に譲渡する権限、(b)当事者の契約解除権若しくは債務返済に係る期限の利益喪失権を認める規定を含む、デフォルト条項、契約、その他の合意を無効にする権限、(c)英国の銀行に関して、特定の破綻処理手続を開始する権限、並びに(d)英国の銀行の移管先又は後継となる銀行が効果的に運営できるよう、合理的な対価において、英国の銀行又はその親会社と、そのグループ会社(グループの傘下でなくなった会社も含む)の間での契約上の義務を無効とし、変更し、又は課す権限が含まれる。

銀行法はまた、潜在的には遡及的効力を持たせることで特別破綻処理制度を効果的に活用できるようにするため、英財務省に同法を改正する権限も与えている。

本社債の所持人の債権を減額する権限

英国破綻処理当局に付与された権限としては、特定の債権者の債権を減額又は消滅する権限も挙げられる。かかる権限には、「ベイルイン」権限が含まれる。

ベイルイン権限により、英国破綻処理当局には、破綻した金融機関又はその持株会社の特定の無担保債務(本社債が含まれることもある。)に係る元本又は利息の全部又は一部を帳消する権限、特定の債務請求権(本社債に基づき支払われるべき金銭が含まれることもある。)を別の有価証券(存続会社(もしあれば)の普通株式を含む。)に転換する権限、及び/又は当該債務請求権の条件(本社債に基づく満期、支払利息額又は利息支払日)を変更若しくは改訂する権限(一時的な支払停止によるものも含む。)も付与されている。銀行法に基づき、英国破綻処理当局は、通常の破綻処理手続の順序とは異なる特定の優先順位に従いベイルイン権限を行使しなければならない。特に英国破綻処理当局は、(i)その他 Tier 1 証券、(ii) Tier 2 証券、(iii)その他の劣後債権、及び(iv)適格シニア債券の順序で債務を減額又は転換しなければならない。本社債の所持人と同順位の一部の債権者の債権については、ベイルインの対象外となることがある。そのように対象外とされる債権を保有する債権者の数が多ければ多いほど、本社債の所持人に対するベイルインの潜在的影響は大きくなる。

銀行法に基づきベイルイン権限を行使するためには、一定の前提条件の充足を要するが、発行会社及びその有価証券(本社債を含む。)につきベイルイン権限を行使するか否かを決定する際に英国破綻処理当局が検討する特定の要素(発行会社の支配を超えた要素又は発行会社に直接関連しない要素を含むが、これらに限られない。)には不明確性が残る。さらに、英国破綻処理当局は、ベイルイン権限を行使する方法及び時期につき相当な裁量権を有しているため、発行会社の有価証券保有者は、将来的なベイルイン権限の行使並びにかかる行使により発行会社及びその有価証券が受け得る影響を予測する際、公的に利用可能な基準を参照することができない可能性がある。

発行会社及びその子会社の再建を指示する権限

ベイルイン権限に加えて、銀行法に基づき英国破綻処理当局に付与された権限には、(i)株主の承認を経ずに又は適用されたであろう手続要件を履践せずに、該当する金融機関又はその事業の全部若しくは一部の商業的な条件での売却を指示する権限、(ii)該当する金融機関の事業の全部又は一部を「受皿金融機関」(受皿として設立された完全公営又は準公営の法人)に譲渡する権限、及び(iii)減損資産又は不良資産につき、最終的な売却又は適切な減額を通じて価値を最大化できるよう管理するため、公営の資産管理ピークル1社又は複数社に譲渡することにより、資産を分離する権限(なお、当該権限については、他の破綻処理権限と共に行使

する場合にのみ行使することができる。)が含まれる。加えて、銀行法に基づき、英国破綻処理当局には、該当する金融機関の負債証券、有価証券又はその他の適格債務に基づく満期日及び/又は利息支払日を変更する権限、支払を一時停止する権限の他、負債証券又は有価証券の上場廃止をする権限及び/又は上場承認を取り消す権限も付与されている。

銀行法に基づき英国破綻処理当局が上記の権限のいずれかを行使することにより、発行会社の本社債に基づく自らの義務を履行する能力が制限される可能性があり、かかる権限のいずれかの行使(特にベイルイン権限を含む。)により、本社債の所持人は、投資の一部又は全部を損失するおそれがある。

さらに、発行会社の有価証券(本社債を含む。)に係る取引動向(市場価格及びボラティリティを含む。)が、当該権限の行使及びその示唆により影響を受けることがあり、よってかかる状況においては、本社債が必ずしもその他の種類の有価証券の取引動向に従うとは限らない。従って、銀行法に基づき英国破綻処理当局が措置を講じること又は銀行法に基づく英国破綻処理当局の権限の行使方法が、本社債の所持人の権利、本社債の市場価値、及び/又は発行会社が本社債に基づく義務を履行する能力に、悪影響を及ぼさないという保証はない。

BRRD には、破綻処理において一定の条件で金融機関に公的財政支援をする規定も設けられているものの、公的財政支援については、英国破綻処理当局が、ベイルイン権限を含めたあらゆる破綻処理権限を検討した上で、可能な限り実務的に行使した後の最終手段としてのみ実施すると定められている。よって、公的財政支援が実施された場合であっても、本社債に投資した者がかかる公的財政支援から恩恵を受けられる見込みはない。

本社債に関する税務上及びその他手数料の取扱い

本社債にかかる取引には、本社債の購入を予定する者において、当該購入予定者の状況と譲渡税や登録税に関する法律から特に影響を受ける租税効果が生じる可能性がある。印紙税、印紙税準備税及び/又は類似の譲渡税については、本社債に基づく発行会社の義務が物理的に清算される場合に、資産が移転又は(物理的観念的を問わず)譲渡された時点又は資産を譲渡する合意がなされた時点で、納付義務が発生する可能性がある。

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。上記「8. 課税上の取扱い、日本国の租税」の項を参照のこと。また、将来、日本の税務当局が現状の取扱いとは異なる取扱いを決める可能性がある。潜在的な投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談することが望ましい。

本社債の要項に基づき、あらゆる支払い及び交付は、支払場所において適用ある財務その他の法令に従う。本社債の所持人は、かかる法令によって適用ある義務、税金又は賦課金に基づく支払い、賦課及び控除の責任を負う可能性があり、「8. 課税上の取扱い」に従った、特定の連合王国税に関する発行会社の追加額の支払義務がある場合のみ除外される。かかる追加額の支払義務は、数多くの除外規定に服し、連合王国税のための特定の源泉徴収又は控除のみを埋め合わせる。なお、印紙税、印紙税準備税及び/又は類似の譲渡税については、追加額の支払い義務は生じない。

本社債は期限前償還されることがある

英国税の又はこれを理由とする源泉又は控除により、発行会社が本社債に関して支払う金額を増加せざるを得ない場合には、本社債の要項に従い残存する本社債すべてを償還することができる。かかる場合に発行会社が支払う金額は、本社債に投資された金額又は本社債について

当該償還が行われなければ本社債に基づき受領したはずの金額を下回る可能性があり、投資家は本社債に関する利払い（もしあれば）をそれ以上受けることができない。

期限の利益喪失事由の発生により、支払いが遅滞又は減額される可能性がある

本社債に関する期限の利益喪失事由発生後、計算代理人が本社債の支払期限が直ちに到来した旨の決定を行った場合には、投資家は本社債の額面金額全額を得ることはできず、その権利は、上記の元本金額の一部及び（もしあれば）未払利息に限られる。

本社債の社債権者集会

本社債の要項には、本社債の所持人の利益一般に影響を及ぼす事項を検討するために本社債の社債権者集会を召集するための規定が含まれている。これらの規定は、定義されている数の大多数の本社債の所持人の意思が、関連する本社債の社債権者集会に出席せず、投票を行わなかった本社債の所持人及び大多数とは異なる投票を行った本社債の所持人も含むすべての本社債の所持人を拘束することを認めている。従って、本社債の投資家には、同意なく本社債の要項が修正されるかもしれないというリスクが存在する。

固定金利債券に特有のリスク

固定金利の本社債への投資は、その後の市場金利の変動により固定金利の本社債の価値に悪影響を受けるリスクを伴っている。関連する本社債に関して支払われる固定金利を市場金利が上回る場合には、投資家は利益を得ることができない。

本社債に関する金利の影響

本社債の投資家は金利の変化により、本社債の価値が悪影響を受けるリスクに晒されている。本社債への投資は、本社債の額面通貨に関する金利のリスクを含む可能性がある。マクロ経済、政治、投機及び市場センチメントといった様々な要因が金利に影響を与える。これらの変動は本社債の価値に影響を及ぼしうる。

新興市場に関連するリスク

本社債は、新興市場の通貨建てであること及び／又はかかる通貨で決済されることがある。本社債への投資家は、新興市場は先進国市場より大きなリスクに晒されていることに注意すべきである。発行会社は以下のリスクを重大だと考えている。

(i) 為替管理及び利益の本国送金

一定の新興市場国は、国内及び国外への送金並びに現地通貨の兌換性に影響する為替管理を実施している可能性がある。海外投資家が当局の許可なく投資利益や投資売却手取金を本国送金することに、制限を課している国もある。多くの通貨は「制限付で交換可能」であるが、通貨の交換ができない場合もある。本社債の額面が新興市場国通貨である及び／若しくは新興市場国通貨で決済される場合には、本社債への投資家は、かかる本社債が決済通貨に交換できなくなったか又は交換に制限が課された場合、本社債の（それぞれの）満期到来時に投資額より少ない額しか返還されないか又は全額返還されないというリスクがある。

(ii) 市場の流動性及び変動性

新興市場国の証券取引所は概して、成熟市場と比較して、（時価総額、出来高及び上場銘柄数の点で）かなり小規模であり、依然として発展途上段階にある。一時的な証券取引所の閉鎖、ブローカーの取引不参加、決済の遅延、ブローカーのストライキ、並びに上場会社、証券取引所及びその他の規制当局間の紛争等、証券取引所又は市場の混乱が発生する可能性

は、成熟市場と比較して高い。かかる混乱は、市場センチメント全体のみならず、基本通貨為替レートの価値に悪影響を及ぼすおそれがある。新興市場国のキャピタル・マーケットは、政府の政策及び少数の主要株主からの影響を強く受け易い。管轄当局も適宜、一部の有価証券の取引に対する規制、価格変動に対する制限及び証拠金要件を課す可能性がある。かかる事態は結果的に、市場センチメント全体に影響を及ぼし、基本通貨為替レートも変動するため、本社債の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

(iii) 政治リスク

政治的及び社会的変化のペースは、より発展した市場よりも急速である。これは新興市場国に共通した特徴であり、中央計画経済から近代的市場経済への移行にしばしば関係している。広範囲に及ぶ法律及び政治改革が新たな組織的及び社会的緊張につながることは避け難く、不安定な状態が続いたり、市場改革に対する反発さえ生じる可能性は無視できない。かかる不安定性が投資家による特定の新興市場への投資を妨げる可能性があり、その場合には基本通貨為替レートに影響を与え、結果的に本社債の市場価値や本社債に基づき支払われる金額が減少することがある。

また、他の国々に比して独特の各新興市場の政治的立場や外交上の地位（例えば、韓国と北朝鮮との間の潜在的緊張）は、他の市場に比べてかかる新興市場の株式及び債券市場をさらに不安定なものにし、世界又は地域の経済的及び政治的発展に対する価格の反応をより敏感にしまうおそれがある。このように価格が不安定になることで、本社債の取引価格（本社債の残存期間中）や本社債に基づき支払われる金額は予想より少なくなることがある。

新興市場において外国投資を奨励する方針は、破棄又は無効とされる特別のリスクがある。外国投資に課された制限又は新興市場に投資された資本の本国送金に関する制限は、発行会社及び／又はその関連会社が支払う取引費用を増加させることがあるが、かかる費用は投資家に転嫁されるため、結果的に、期限到来時に本社債に基づき支払われる金額が減少する可能性又は発行会社に本社債の期限前償還を行う権利を与える可能性がある。

(iv) 経済リスク

個々の新興市場国の経済は、GDP 成長率、インフレ率、為替レートの不安定性、貨幣価値の下落、資本の再投資、資源の自給率、国際収支の状況等の点に関して、先進国経済とは良くも悪くも異なっている可能性がある。過去において、多くの新興市場国の市場は、主要国通貨に対する大幅な為替レートの下落、金利及びインフレ率の上昇、経済成長率の低下、外国通貨債務の増加、会社倒産、上場株式の市場価格の下落、政府による緊縮財政政策の実施を始めとする経済的に著しく不利な展開を経験してきている。これらの経済要因はすべて、本社債の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

(v) 法律及び規制上の枠組み

近代的な資本市場が適正かつ効率的に機能するために必要な洗練された法律及び規制システムは、一部の新興市場国においてはまだ発展していない可能性がある。従って、投資家の権利及び法廷での当該権利の強制執行力についての性質及び範囲に関しては、高い法的不確定性が存在する。成熟した法律システムの大半の要素を現在構成している先進的な法的概念の多くは、まだ整備されていないか、整備されているとしても法廷での検証はこれからである。程度を問わず、裁判手続の結果を確実に予測することは難しく（しばしば、裁判官自身が複雑な事業取引についての経験があまり又は全くないため）、また請求が認められた後の損害裁定額さえ予想は困難である。さらに、債務者の資産の大半が所在する裁判地において、新興市場の負債に関する判決を受けることも判決を執行することも困難な場合がある。

通貨にリンクした社債に関連するリスク

為替レートの変動性

為替レートは不安定であり、予測できない。本社債への投資家は、満期において支払われる本社債の利息又は元金の価値の減少につながる可能性があるため、指定通貨と参照通貨及び額面通貨と決済通貨の著しい為替レートの変動に注意すべきである。結果として、本社債の市場価値が下落する可能性がある。

為替障害事由

本社債への投資家は、為替障害事由（要項において定義される。）が発生した場合、発行会社は、計算代理人が本社債の公正な市場価値として決定した金額から、発行会社に発生した関連するヘッジ取引の清算費用を控除した金額を支払金額とした、本社債の償還を選択する可能性がある。当該金額は、満期において受け取る予定の金額より低くなり、投資家が損失を受ける可能性、又は計算代理人が、為替障害事由により生じたマーケット実務を反映するために必要又は望ましいとみなす、本社債の要項の変更をする可能性がある。

本社債が期限前償還される場合、投資家は、将来における基本通貨の価値の上昇又は下落による影響を受けない。

二重通貨社債

発行会社は、本社債の額面通貨と異なる通貨で元本又は利息の支払いが行なわれる本社債を発行する。潜在的な投資家は、以下の点に注意すべきである。

- (i) 本社債の市場価格は非常に不安定である。
- (ii) 元本又は利息の支払いが、予定とは異なる時期又は異なる通貨でなされる可能性がある。
- (iii) 投資家は、元本及び／又は利息の支払いの全部又は重要な部分を失う可能性がある。
- (iv) 該当する通貨は、金利、通貨又はその他の指数の変化と関係なしに、著しく変動する場合がある。
- (v) 該当する通貨の変動は、仮に平均値が投資家の予測通りであっても、その時期が実際の投資家利回りに影響する可能性がある。一般に、該当する通貨の変動が早期に起きるほど、利回りへの影響が大きいとされる。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2016年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

平成29年4月28日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書（自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日）

平成29年8月25日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当事項なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

該当事項なし。

第2【参照書類の補完情報】

当行は、2018年2月20日、英国において、2017年12月31日に終了した年度に関するアニュアルレポートを公表した。当該アニュアルレポートに含まれている情報は上記の参照書類には反映されていない。当該アニュアルレポートは日本語に全訳されていないが、当該アニュアルレポートの概要の日本語訳が、「有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実」として添付されている。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。

「発行登録」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

Certificate of Eligibility for Shelf Registration

22 April 2016

To: Director-General of Kanto Local Finance Bureau

Issuer: HSBC Bank plc

Representatives of the Issuer:



Nicola Suzanne Black, Company Secretary



Louisa Jane Jenkinson, Deputy Company Secretary

1. The Issuer has filed the Annual Securities Report, which will be publicly available for one year; and
2. The aggregate principal amount of the Issuer's bonds that have been issued or distributed in Japan through the filing of a Securities Registration Statement or a Shelf Registration Statement within five years before the filing date of this Shelf Registration Statement (26 April 2016) is JPY 10 billion or more.

<Reference>

HSBC BANK PLC JAPANESE YEN BONDS - THIRD SERIES (2011)

Issue Date: 20 May 2011

Aggregate Principal Amount: JPY 108.2 billion

「発行登録」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

2016年4月22日

関東財務局長 殿

会社名 エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー

代表者の役職氏名 会社秘書役 ニコラ・スザンヌ・ブラック

副会社秘書役 ルイザ・ジェーン・ジェンキンソン

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出している。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（平成28年4月26日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上である。

(参考)

エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー第3回円貨社債（2011）

（平成23年5月20日発行）

券面総額又は振替社債の総額 1,082億円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

本書において、「当行」はエイチエスビーシー・バンク・ピーエルシーを、「当行グループ」はエイチエスビーシー・バンク・ピーエルシーおよびその子会社を、「HSBC」または「HSBCグループ」はエイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー(以下「HSBCホールディングス・ピーエルシー」ということがある。)およびその子会社を意味する。

1 事業内容の概要

商品およびサービス

当行グループは、リテール・バンキング・アンド・ウェルス・マネジメント (RBWM)、コマーシャル・バンキング (CMB)、グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ (GB&M) およびグローバル・プライベート・バンキング (GPB) の4つの事業ならびにコーポレート・センターを通じて、商品およびサービスを管理している。

リテール・バンキング・アンド・ウェルス・マネジメント (RBWM)

顧客

RBWMは、リテール・バンキング部門、ウェルス・マネジメント部門、アセット・マネジメント部門およびインシュアランス部門の4つの主要な事業部門を通じて、全世界の顧客にサービスを提供している。

商品およびサービス

RBWMは、世界的ネットワークを重視する大衆富裕層および新興富裕層向けに、HSBCプレミア・アンド・アドバンス計画に基づき、個人にサービスを提供している。一方で、簡易な日常的バンキング業務を必要とする顧客に対しては、現地の要望に応えるバンキング関連の商品およびサービスを幅広く提供している。

ビジネス上の相乗効果

RBWMは、当行グループ全体の成功に大きく貢献している。インシュアランス部門およびアセット・マネジメント部門は、グローバル事業部門全体の顧客にサービスを提供している。また、RBWM顧客の外国為替業務およびウェルス・マネジメント業務に対するニーズは、GB&Mにとっての事業機会を創出する。

重点分野

RBWMは、リレーションシップ主導型の貸付業務およびウェルス・マネジメント業務を通じた事業の拡大に重点を置く一方で、デジタル・インフラへの投資を通じた顧客経験およびコスト基盤の転換を図っている。

コマーシャル・バンキング (CMB)

顧客

CMBの顧客は、主として国内市場に焦点を当てた小規模企業から、世界的に事業を展開する企業まで多岐に渡る。

商品およびサービス

当行グループは、顧客が効率的に運営し発展できるよう、それぞれのニーズに合った金融商品および金融サービスを提供することで、顧客を支援している。また、運転資金、タームローン、決済サービスおよび国際取引円滑化業務も提供している。さらに、M&A取引に関する専門知識の提供および金融市場における資金調達の提供を行っている。

ビジネス上の相乗効果

CMBは、当行グループ内において、収益面の相乗効果の主たる原動力となっている。例えば、CMBは、貿易金融、運転資金および流動性管理に係るソリューションをGB&Mの顧客に提供している。また、CMBの顧客の利益のために、当行グループ全体を通じたキャピタル・ファイナシング事業の専門知識ならびにインシュアランスおよびアセット・マネジメントの能力を提供している。

重点分野

HSBCグループは、そのネットワークを通じた価値の創造に焦点を当てている。HSBCグループの優先市場は、物品およびサービスに係る2030年予測における世界最大規模の15の貿易回廊のうち、11について両当事者の市場を網羅しており、また、他の4つの貿易回廊については少なくとも一方当事者の市場においてプレゼンスを有している。

よって、当行グループは、中核的なグローバル・リクイディティ・アンド・キャッシュ・マネジメント (GLCM) およびグローバル・トレード・アンド・レシーバブルズ・ファイナンス (GTRF) が計画する、デジタル分野およびテクノロジー分野に重点的に投資している。

グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ (GB&M)

顧客

GB&Mは、世界中の主要な政府、法人顧客および機関投資家顧客を支援している。当行グループの金融商品の専門家は引き続き、トランザクション・バンキング業務、ファイナシング業務、アドバイザリー業務、資本調達業務およびリスク管理業務を包括的に提供している。

商品およびサービス

GB&Mの商品スペシャリストが引き続き、資本調達業務、アドバイザリー業務およびトランザクション・バンキング業務を包括的に提供している。

重点分野

当行グループは、マーケット事業およびキャピタル・ファイナンス事業の管理ならびに新規の顧客業務に対する統制されたアプローチの採用を含め、リスク加重資産の削減を進めるためのイニシアチブをとっている。

また、当行グループがコストに対する規律を重視していることから、事業分野、運営およびテクノロジーの合理化を通じた更なる事業の簡素化が見込まれる。

各案件ごとの銀行業務およびトランザクション・バンキング業務双方における顧客関係の深化は、現在も重要課題となっている。当行グループは、中国の人民元の国際化により、また、デジタル機能への投資を通じて事業を拡大している。

グローバル・プライベート・バンキング (GPB)

顧客

GPBは、国際バンキングに対するニーズを持った顧客を含め、個人富裕層およびその家族向けに、HSBCグループの優先市場に展開する13の窓口センターを通じてサービスを提供している。

商品およびサービス

当行グループが取り扱う商品およびサービスとしては、アドバイザリー業務、投資一任業務および仲介業務から構成される投資管理業務、財産を保全し将来の世代のために残すことを目的とした信託および相続プランニングで構成されるプライベート・ウェルス・ソリューション業務ならびに広範囲なプライベート・バンキング業務等が挙げられる。

ビジネス上の相乗効果

GPBの商品は、顧客に各種提案ができるよう、資産管理、リサーチ、保険、貿易金融および資本調達等、GB&M、CMBおよびRBWMにおいて取り扱われている。

重点分野

GPBは、コマーシャル・バンキング業界におけるHSBCの実績を足掛かりとして、富裕層の事業主および個人向けの主要なプライベート・バンクとなることを目指している。

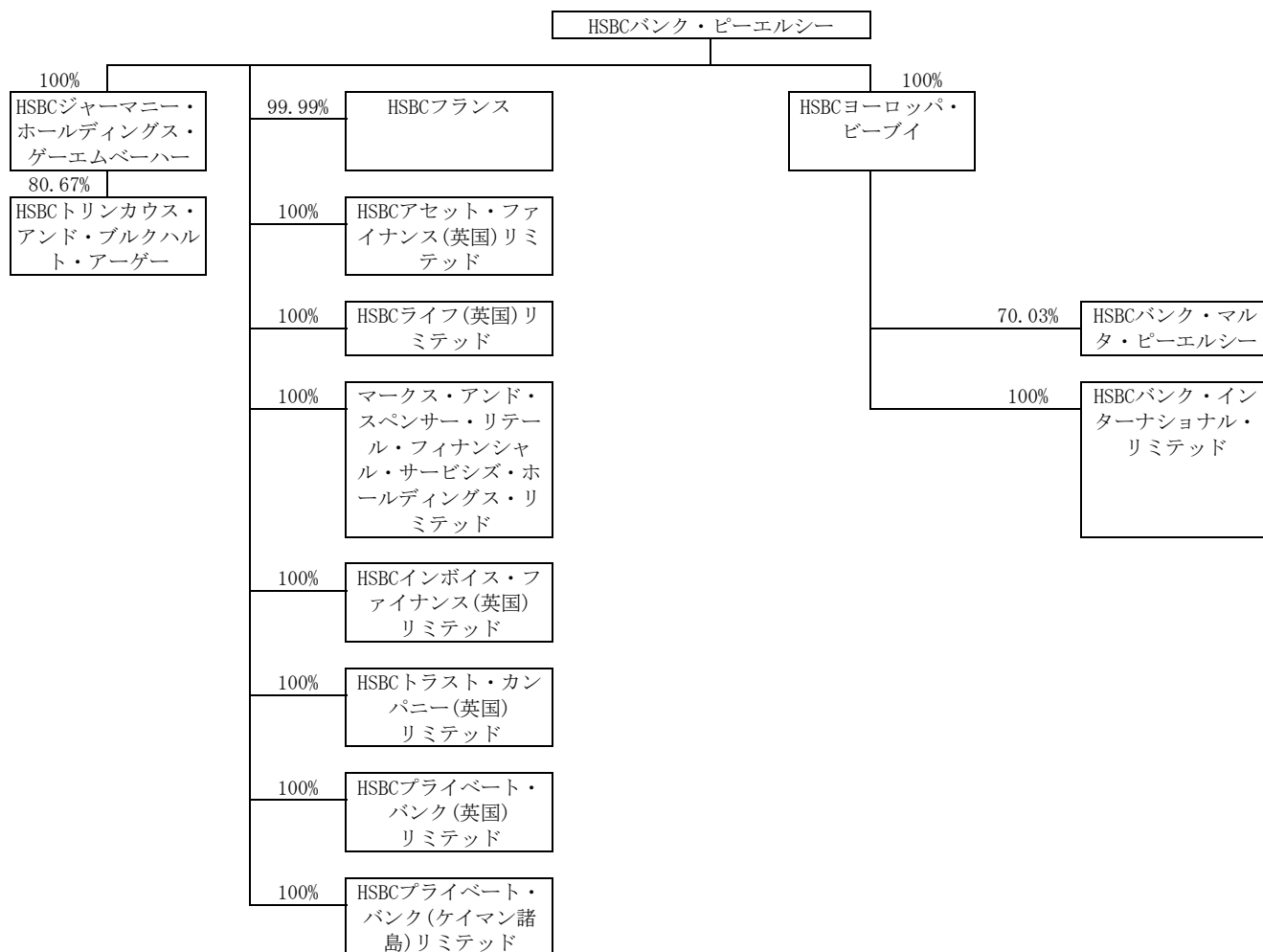
コーポレート・センター

コーポレート・センターは、バランスシート・マネジメントを含むセントラル・トレジャリー、一定の旧来の資産、当行グループの関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する持分ならびに当行グループの業務を支援する中央管理費用で構成される。

当行グループの構成

組織図

2017年12月31日現在



(注) 中間持株会社は、必ずしもすべて掲載されているわけではない。

HSBCバンク・ピーエルシーの主要な子会社

(2017年12月31日現在)

	設立国または 登録国	株式資本における HSBCバンク・ ピーエルシーの持分 (%)
HSBCアセット・ファイナンス(英国)リミテッド	英国	100.00
HSBCインボイス・ファイナンス(英国)リミテッド	英国	100.00
HSBCライフ(英国)リミテッド	英国	100.00
HSBCプライベート・バンク(英国)リミテッド	英国	100.00
HSBCトラスト・カンパニー(英国)リミテッド	英国	100.00
マークス・アンド・スペンサー・リテール・フィナン シャル・サービシズ・ホールディングス・リミテッド	英国	100.00
HSBCフランス	フランス	99.99
HSBCトリンカウス・アンド・ブルクハルト・アーゲー	ドイツ	80.67
HSBCプライベート・バンク(ケイマン諸島)リミテッド	ガーンジー島	100.00
HSBCバンク・インターナショナル・リミテッド	ジャージー島	100.00
HSBCバンク・マルタ・ピーエルシー	マルタ	70.03

2 主要な経営指標等の推移

	2017年	2016年
年間(百万ポンド)		
税引前当期純利益(報告数値)	2,370	874
税引前当期純利益(調整後数値)	1	3,832
正味営業収益(貸倒損失およびその他の信用リスク引当金 控除前)	2	13,052
親会社株主に帰属する当期純利益/(損失)	1,809	(212)
期末(百万ポンド)		
親会社株主に帰属する株式資本合計	43,462	39,930
資産合計	818,868	816,829
リスク加重資産	233,073	245,237
顧客に対する貸付金(減損引当金控除後)	280,402	272,760
顧客からの預金	381,546	375,252
自己資本比率(%)		
普通株式等 Tier 1 資本比率	3	11.8
Tier 1 比率	13.8	12.3
総資本比率	16.9	15.7
業績、効率性およびその他の比率(年換算%)		
平均普通株主資本利益率	4	4.2
平均リスク加重資産利益率	1.0	(1.2)
平均リスク加重資産に対する調整後利益率	1.6	0.4
費用対効果比率(報告数値)	5	78.2
費用対効果比率(調整後数値)	5	90.3
ジョーズ比率(調整後数値)	6	67.5
顧客からの預金に対する顧客に対する貸付金の比率	(5.8)	0.4
	73.5	72.7

- 調整後の業績は、エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシーの2017年度に関するアニュアルレポートの10ページから12ページに詳述されている重要な項目の影響にかかる報告数値を調整して算定されている。
- 貸倒損失およびその他の信用リスク引当金控除前の正味営業収益は、収益とも言及される。
- 自己資本比率は、エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシーの2017年度に関するアニュアルレポートの56ページから58ページの資本のセクションに詳述されるとおりである。
- 平均普通株主資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を株主資本合計の平均で除したものと定義されている。
- 費用対効果比率(報告数値)は、営業費用合計(報告数値)を貸倒損失およびその他の信用リスク引当金控除前の正味営業収益(報告数値)で除したものと定義されており、調整後の費用対効果比率は、営業費用合計(調整後数値)を貸倒損失およびその他の信用リスク引当金控除前の正味営業収益(調整後数値)で除したものと定義されている。なお、貸倒損失およびその他の信用リスク引当金控除前の正味営業収益(調整後数値)は、収益(調整後数値)とも言及される。
- 調整後のジョーズ比率は、調整後の収益増加率および調整後の費用増加率との差を測定するものである。

有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実

エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシーは、2017年度に関するアニュアルレポートを2018年2月20日に公表した。下記は、その抜粋である。ただし、本書は、上記アニュアルレポートのすべてを翻訳したものではない。

情報の提示

本書において、「当行」はエイチエスビーシー・バンク・ピーエルシーを、「当行グループ」はエイチエスビーシー・バンク・ピーエルシーおよびその子会社を、「HSBC」または「HSBCグループ」はエイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー（以下「HSBCホールディングス・ピーエルシー」ということがある。）およびその子会社を意味する。

将来予測情報に関する記述に係る注意

本書には、当行グループの財務状態、業績および事業に関する将来の見通しが記載されている。

歴史的事実ではない記述（当行グループの意見および見込みに関する記載を含む。）は、あくまで将来予測情報である。「期待している」、「予期している」、「意図している」、「予定している」、「考えている」、「目指している」、「見積もっている」、「潜在的」、「合理的に可能」といった用語やこれらの用語の変化形やこれらに類似した表現は、将来予測情報を表現することを意図している。これらの記述は、現在の計画、見積りおよび予測に基づくものであり、したがって、これらに過度に依拠すべきではない。将来予測情報はそれらが発せられた日のみにおけるものである。当行は当該日以降に生じた事由または存在した状況を反映するために将来予測情報を修正または更新する約束をしていない。

将来予測情報は、固有のリスクや不確実性を伴っている。読者においては、いくつかの要因によって、實際上、将来予測情報において予想または示唆されていた結果とは異なる結果が生じる場合がある（大きく異なる場合も考えられる。）ことに注意が必要である。

財務結果の要約

連結損益計算書の要約

	(単位：百万ポンド)	
	2017年	2016年
正味受取利息	6,181	6,769
正味受取手数料	2,989	2,945
トレーディング純収益	2,383	4,299
公正価値評価の指定を受けた金融商品からの純収益/(費用)	1,122	(1,047)
金融投資による純収益	262	530
正味保険料収入	1,809	1,567
その他営業収益	796	261
営業収益合計¹	15,542	15,324
正味保険金、支払給付および保険契約準備金の変動	(2,490)	(2,019)
正味営業収益(貸倒損失およびその他の信用リスク引当金控除前)	13,052	13,305
貸倒損失およびその他の信用リスク引当金	(495)	(416)
正味営業収益	12,557	12,889
営業費用合計 ¹	(10,208)	(12,011)
営業利益	2,349	878
関連会社および合弁事業における利益/(損失)持分	21	(4)
税引前当期純利益	2,370	874
法人税費用	(528)	(1,053)
当期純利益/(損失)	1,842	(179)
親会社株主に帰属する当期純利益/(損失)	1,809	(212)

1. 営業収益合計および営業費用合計には、後述の重要な項目も含まれる。

報告された業績

報告された税引前当期純利益は、2,370百万ポンドであり、2016年に比べ1,496百万ポンドの増加であった。

正味受取利息 (NI) は、588百万ポンド(9%)減少した。これは主に、前年度におけるマクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジの中止による一度限りの利益の計上に起因して、フランスのバランスシート・マネジメント (BSM) を中心に収益が減少したことによる。リテール・バンキング・アンド・ウェルズ・マネジメント (RBWM) においては、2017年6月にトルコ業務を中東および北アフリカ地域 (MENA) に移転したことに伴い、収益が減少した。正味受取利息も、フランスにおける住宅ローンのスプレッドの圧縮の他、英国およびフランスの両国における当座預金の利ざやの縮小により減少した。コマーシャル・バンキング (CMB) では主に、2016年8月のイングランド銀行の基準金利の引下げにより英国において、顧客預金の利ざやの縮小によりフランスにおいて、収益が減少した。

正味受取手数料は、有利な外国為替変動を主因として44百万ポンド(1%)増加した。これを除外すると、正味受取手数料は、主に2017年6月にトルコ業務をMENAに移転したことより、主にリテール・バンキング・アンド・ウェルズ・マネジメント (RBWM) において減少した。コマーシャル・バンキング (CMB) では、英国における紙幣及び貨幣から電子マネーへの切り替えという顧客行動の変化による送金手数料の減少を反映して、主にグローバル・リクイディティ・アンド・キャッシュ・マネジメント (GLCM) に関連する正味受取手数料が減少した。これは、投資銀行商品が引続き好調であったことに伴うグローバル・バンキング・アンド・マーケット (GB&M) のグローバル・バンキング業務における増加により、部分的に相殺された。

トレーディング純収益は、主に公正価値評価の指定を受けた債券の経済的ヘッジのために保有する資産に係る外国為替が不利に動いたことで、コーポレート・センターでのバランスシート・マネジメント (BSM) からの収益が1,916百万ポンド(45%)減少した(「公正価値評価の指定を受けた金融商品からの純収益」と相殺)。これを除外すると、かかる減少は、主に2017年においてボラティリティが低かったことから顧客活動が低迷した結果、主にグローバル・バンキング・アンド・マーケット (GB&M) の外国為替業務において発生した。

公正価値評価の指定を受けた金融商品からの純収益は、2,169百万ポンド増加したが、これは経済的にヘッジされた外貨建ての負債に係る外国為替が有利に動いたことにより、主にコーポレート・センターのバランスシート・マネジメント (BSM) からの収益が増加したことによる(「トレーディング純収益」において相殺)。これを除外すると、主にエクイティ市場における好調なパフォーマンスに牽引されて、投資契約に基づく金融資産および金融負債からの収益は増加した。

金融投資による純収益は、268百万ポンド(51%)減少したが、これは主に、2016年において当行グループが保有していたビザ・ヨーロッパの持分の処分益416百万ポンドが発生したことによる。これを除外すると、英国を中心にバランスシート・マネジメント (BSM) における売却可能公社債の処分益が増加したことにより、利益が金融投資による損失を上回った。加えて、売却可能持株証券の処分益も発生した。

正味保険料収入は、242百万ポンド(15%)増加した。これは主に、外国為替が有利に変動したこと、及びフランスにおいて営業実績が向上したことで正味保険料収入が増加したことによる。

その他営業収益は、主にグローバル・バンキング・アンド・マーケット (GB&M) で2017年における当行以外のHSBCグループの事業体からの研究費および事業費の回収が増加したことにより(237百万

ポンド。営業費用において相殺。)、535 百万ポンド増加した。これを除くと、かかる増加は、主に資産の処分によるプリンシパル・インベストメント業務の好業績を反映したものである。

正味保険金、支払給付および保険契約準備金の変動は、471 百万ポンド (23%) 上昇した。これは、主に、保険契約者が投資リスクを分担する契約をし、保険料収入の減少を一部埋め合わせたことで、収益が改善されたことを原因とする。

貸倒損失およびその他の信用リスク引当金 (LICs) は、79 百万ポンド (19%) 増加した。これは、主に、2016 年における損金の正味戻入とは対照的に、英国の建設セクターおよびリテールセクターにおける二大コーポレート・エクスポージャーに係る費用を反映して、2017 年のグローバル・バンキング・アンド・マーケッツ (GB&M) における LIC が増加したことによる。かかる増加は、2016 年における損失 (特に英国の石油・ガス・セクター) とは対照的に、一括評価される損金の正味戻入に起因してコマーシャル・バンキング (CMB) における LIC が減少したことにより、一部相殺された。加えて、2017 年にはフランスおよびスペインにおける LIC も減少した。

営業費用合計は、以下を含む重要な項目により、1,803 百万ポンド (15%) 減少した。

- 2016 年のグローバル・バンキング・アンド・マーケッツ (GB&M) におけるのれんの減損 2,182 百万ポンド。
- 2016 年の損失 41 百万ポンドとは対照的に、2017 年における引当金の正味戻入 540 百万ポンドを反映した法規制問題に関連する和解金および引当金の減少。2016 年と比較した英国リングフェンス銀行設立費用の増加分 111 百万ポンドにより一部相殺された。
- HSBC グループの投資家向けのアップデートに記載された戦略的行動の達成に関連する特定費用で構成される達成費用の増加 69 百万ポンド。
- 英国顧客に対する損害賠償引当金の増加 82 百万ポンド。

これらの項目を除外すると、営業費用は 700 百万ポンド増加しており、特にグローバル・バンキング・アンド・マーケッツ (GB&M)、コーポレート・センターおよびコマーシャル・バンキング (CMB) において増加した。グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ (GB&M) における費用の増加分は、HSBC グループのその他の事業体に請求していた研究費および事業費に関連する会社間の収益回収の増加分 (237 百万ポンド) との間で一部相殺された。グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ (GB&M) における費用の増加は、賃金、年金および退職に係る費用の増加による。コーポレート・センターにおける増加は、テクノロジー費用の増加を反映したものである。コマーシャル・バンキング (CMB) における営業費用の増加は、金融犯罪リスクの管理能力の強化および外部に向けたコミットメントの履行を目的としたグローバル基準プログラムの継続的实施による。

収益および費用に影響を与える重要な項目の詳細については、後述の「重要な収益／費用項目の事業セグメント別内訳」の表を参照のこと。

法人税費用は、2016 年の 1,053 百万ポンドに対し、2017 年は 528 百万ポンドとなった。2017 年の実効税率は、2016 年の 120.5% に対して 22.3% であった。のれんの減損という一度限りの影響を除外すると、2016 年の実効税率は 34.5% であった。2017 年における実効税率の低下は、主に課税対象とならない引当金の戻入および前年度における有利な調整による。

調整後業績

非 GAAP 財務指標の使用

当行グループの経営成績は、国際財務報告基準 (IFRS) に従って作成されている。業績測定において、当行グループが使用する主な財務指標には、同期比ベースでの比較を歪ませる要因を排除するために、報告する経営成績から算出される指標も含まれる。かかる指標は非 GAAP 財務指標とみなされる。

非 GAAP 財務指標が使用される場合、最も類似した報告財務指標に調整され、記述される。

「調整後業績」に基づくグローバル事業部門のセグメント別業績は、「作成の基準」において詳述される IFRS 8 「事業セグメント」に従って調整ベースで表示されている。

調整後業績

調整後業績は、報告する経営成績を、前年比ベースでの比較を歪ませる重要な項目の影響を調整することで計算される。

当行グループは、「重要な項目」という用語を、調整後業績の計算時に報告する経営成績から除外された個別の調整項目をグループとして集合的に記述するために使用している。以下で詳細するこれらの項目は、経営陣および投資家が、事業の根底にある傾向をより良く理解するために、業績を評価する際に経常的に特定し個別に考慮する項目である。

当行グループは、調整後業績によって、内部報告と外部報告の整合性を取り、経営陣が重要であると考える項目を特定かつ定量化し、経営陣が前年比ベースでの業績を評価する方法についての考察を提供することで、投資家に対して有益な情報を提供するものと考えている。

作成の基準

グローバル事業部門は、IFRS 8 に基づき当行グループの報告可能セグメントとなっている。

グローバル事業部門の業績については、報告された業績から重要な項目の影響を除外した調整後業績に基づき、業務執行責任者が評価している。従って、当行グループは、調整後の業績を表示している。

報告する調整後業績の調整計算は、本書の「財務結果の要約」に示されている。

当行グループの業務は密接に統合されており、そのため、データの表示には、収益および費用の特定の項目の内部配賦が含まれている。これらの配賦項目には、事業部門に有意に割り当てることができる範囲において、一定の支援サービスおよびグローバル機能部門の費用が含まれている。このような配賦は体系的かつ一貫性のある基準で行われているが、これらには必然的にある程度の主観が伴う。グローバル事業部門に配賦されていない費用は、コーポレート・センターに含まれている。

該当する場合、表示されている収益および費用の金額には、セグメント間資金調達ならびにグループ会社間および事業間の取引が含まれている。かかる取引は、すべて独立企業間取引条件で行われている。グループ会社除外項目は、コーポレート・センターに表示されている。

重要な収益項目の事業セグメント別内訳（利益）／損失

（監査済）

（単位：百万ポンド）

	RBWM	CMB	GB&M	GPB	コーポレート・センター	合計
2017年12月31日						
収益(報告額)	4,097	3,490	4,436	321	708	13,052
重要な収益項目	2	77	166	-	(65)	180
- 英国顧客損害賠償プログラム	-	73	2	-	-	75
- デリバティブ契約に係る負債評価調整	-	-	164	-	-	164
- 非適格ヘッジの公正価値の変動	-	-	-	-	(4)	(4)
- 英国消費者信用法遵守状況の進行中の調査から発生した引当金	2	4	-	-	-	6
- HSBCグループが有するボーカリンク・ホールディングス・リミテッドの持分の売却益	-	-	-	-	(61)	(61)
調整後収益	4,099	3,567	4,602	321	643	13,232

2016年12月31日

収益(報告額)	4,524	3,702	4,120	327	632	13,305
重要な収益項目	(247)	(164)	(19)	(1)	6	(425)
- 長期負債の信用スプレッドの変動	-	-	-	-	4	4
- デリバティブ契約に係る負債評価調整	-	-	(33)	-	-	(33)
- 非適格ヘッジの公正価値の変動	5	-	14	-	2	21
- 英国消費者信用法遵守状況の進行中の調査から発生した引当金	-	-	-	(1)	-	(1)
- HSBCグループが有するビザ・ヨーロッパの持分の売却益	(252)	(164)	-	-	-	(416)
調整後収益	4,277	3,538	4,101	326	638	12,880

重要な費用項目の事業セグメント別内訳 - (回収) / 費用計上

(監査済)

(単位: 百万ポンド)

	RBWM	CMB	GB&M	GPB	コーポレート・センター	合計
2017年12月31日						
営業費用(報告額)	(3,641)	(1,571)	(2,885)	(251)	(1,860)	(10,208)
重要な費用項目	569	20	(396)	(1)	1,090	1,282
- 達成費用	69	6	147	(1)	817	1,038
- 英国リングフェンス銀行設立費用	5	1	-	-	251	257
- 英国顧客損害賠償プログラム	495	12	2	-	-	509
- 法規制問題に関連する和解金および引当金	-	-	(551)	-	11	(540)
- 英国の欧州連合離脱関連費用	-	1	6	-	11	18
調整後営業費用	(3,072)	(1,551)	(3,281)	(252)	(770)	(8,926)

2016年12月31日

営業費用(報告額)	(3,591)	(1,501)	(5,328)	(227)	(1,364)	(12,011)
重要な費用項目	474	52	2,407	2	850	3,785
- GB&Mにおけるのれんの減損	-	-	2,182	-	-	2,182
- 達成費用	93	26	144	2	704	969
- 英国リングフェンス銀行設立費用	-	-	-	-	146	146
- 英国顧客損害賠償プログラム	381	26	20	-	-	427
- 法規制問題に関連する和解金および引当金	-	-	41	-	-	41
- マドフ関連訴訟費用	-	-	20	-	-	20
- 再編その他関連費用	-	-	-	-	-	-
調整後営業費用	(3,117)	(1,449)	(2,921)	(225)	(514)	(8,226)

達成費用 (CtA) の定義:

達成費用は、2015年6月の投資家向けアップデートで発表された戦略的行動の達成に関連する特定の費用で構成される。これらは、2015年7月1日から2017年12月31日までの間に発生し、グローバル基準等の継続中の取組みは含まない。このカテゴリで発生した費用は、重要な再構築プログラムの一環として発生している。達成費用は重要な項目に含められており、2015年7月1日より前に個別の重要な項目として特定された再編費用を含んでいる。

達成費用の内訳:

達成費用として分類される費用は、以下のとおりである。

- ・ 2015年6月の投資家向けアップデートに記載された取組みに関連する費用
- ・ 2015年7月1日から2017年12月31日までの期間に発生した費用で、継続的取組みの一環ではない費用

- ・ 重要な再構築プログラムにより発生する費用
- ・ 銀行運営スプレッドを縮小させる費用またはリスク加重資産を減少させる費用（縮小分または減少分が明確に特定可能なもの。）

達成費用として分類された費用の一例には、以下の費用が含まれる。

- ・ 再構築費用 - 余剰コスト、財産処分に関連する損金処理、システムの変更によりソフトウェアが減損する場合
- ・ コンサルティング費用および第三者業務委託費用 - 特定の取組みについてのみ委託するコンサルタントへの報酬

税引前当期純利益に係る正味影響額の事業セグメント別内訳

(監査済)

	(単位：百万ポンド)					
	RBWM	CMB	GB&M	GPB	コーポレート・センター	合計
2017年12月31日						
税引前当期純利益／(損失) (報告額)	329	1,779	1,193	60	(991)	2,370
重要な収益項目	2	77	166	-	(65)	180
重要な費用項目	569	20	(396)	(1)	1,090	1,282
調整後税引前当期純利益／(損失)	900	1,876	963	59	34	3,832
損益(報告額)に係る正味影響額	571	97	(230)	(1)	1,025	1,462
2016年12月31日						
税引前当期純利益／(損失) (報告額)	746	1,828	(1,156)	105	(649)	874
重要な収益項目	(247)	(164)	(19)	(1)	6	(425)
重要な費用項目	474	52	2,407	2	850	3,785
調整後税引前当期純利益／(損失)	973	1,716	1,232	106	207	4,234
損益(報告額)に係る正味影響額	227	(112)	2,388	1	856	3,360

事業セグメント別内訳：

当年度調整後利益

(監査済)

	(単位：百万ポンド)					
	2017年					
	RBWM	CMB	GB&M	GPB	コーポレート・センター	合計
正味受取利息	3,185	2,323	856	175	(283)	6,256
正味受取手数料	963	1,138	762	117	9	2,989
トレーディング純収益	13	40	2,368	9	113	2,543
その他の収益	(62)	66	616	20	804	1,444
正味営業収益(貸倒損失およびその他の信用リスク引当金控除前)	4,099	3,567	4,602	321	643	13,232
- 外部	3,840	3,784	5,142	242	224	13,232
- セグメント間	259	(217)	(540)	79	419	-
貸倒損失およびその他の信用リスク引当金	(127)	(140)	(358)	(10)	140	(495)
正味営業収益	3,972	3,427	4,244	311	783	12,737
営業費用合計	(3,072)	(1,551)	(3,281)	(252)	(770)	(8,926)
- 従業員報酬および給付	(973)	(507)	(1,014)	(82)	(41)	(2,617)
- 一般管理費	(2,084)	(1,027)	(2,262)	(168)	(212)	(5,753)
- 有形固定資産の減価償却および減損	(6)	(17)	(3)	(1)	(293)	(320)

- 無形資産の償却および減損	(9)	-	(2)	(1)	(224)	(236)
営業利益	900	1,876	963	59	13	3,811
関連会社および合弁事業における利益持分	-	-	-	-	21	21
調整後税引前当期純利益	900	1,876	963	59	34	3,832
	%	%	%	%	%	%
調整後費用対効果比率	74.9	43.5	71.3	78.5		67.5

2016年						
正味受取利息	3,282	2,343	936	196	12	6,769
正味受取手数料	1,022	1,142	675	110	(4)	2,945
トレーディング純収益	57	10	2,547	7	1,666	4,287
その他の収益	(84)	43	(57)	13	(1,036)	(1,121)
正味営業収益(貸倒損失およびその他の信用リスク引当金控除前)	4,277	3,538	4,101	326	638	12,880
- 外部	3,896	3,652	4,994	267	71	12,880
- セグメント間	381	(114)	(893)	59	567	-
貸倒損失およびその他の信用リスク引当金	(187)	(373)	52	5	87	(416)
正味営業収益	4,090	3,165	4,153	331	725	12,464
営業費用合計	(3,117)	(1,449)	(2,921)	(225)	(514)	(8,226)
- 従業員報酬および給付	(978)	(496)	(1,011)	(86)	(524)	(3,095)
- 一般管理費	(2,124)	(939)	(1,905)	(138)	544	(4,562)
- 有形固定資産の減価償却および減損	(6)	(14)	(3)	(1)	(305)	(329)
- 無形資産の償却および減損	(9)	-	(2)	-	(229)	(240)
営業利益	973	1,716	1,232	106	211	4,238
関連会社および合弁事業における利益持分	-	-	-	-	(4)	(4)
調整後税引前当期純利益	973	1,716	1,232	106	207	4,234
	%	%	%	%	%	%
調整後費用対効果比率	72.9	41.0	71.2	69.0		63.9

調整後業績

当行グループの調整後税引前当期純利益は、2016年と比べ402百万ポンド(10%)減少した。これは、営業費用ならびに貸倒損失およびその他の信用リスク引当金(LIC)の増加を反映したものであるが、かかる増加は増益により一部相殺された。

調整後収益は、有利な外国為替の変動もあり、352百万ポンド(3%)増加した。これを除外すると、2017年におけるHSBCグループのその他の事業体からの研究費および事業費の回収の増加(237百万ポンド、営業費用との間で相殺されている)に加えて、投資銀行商品が引続き好調であったことによるグローバル・バンキング業務の好業績により、グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ(GB&M)を中心に収益が増加した。プリンシパル・インベストメント業務における収益も、資産の処分により増加した。かかる増加は、2017年6月にトルコ業務をMENAに移転したことを主因とした、リテール・バンキング・アンド・ウェルス・マネジメント(RBWM)における減益により、一部相殺された。RBWMの減益は、フランスにおける当座預金、住宅ローンおよび預金の利ざやの縮小下によっても発生した。

調整後貸倒損失およびその他の信用リスク引当金(LIC)は、2016年と比べ79百万ポンド(19%)増加した。これは主に、2016年における正味戻入とは対照的に、英国の建設セクターおよびリテールセクターにおける二大コーポレート・エクスポージャーに係る費用により、2017年にはグローバル・バンキング・アンド・マーケッツ(GB&M)におけるLICが、増加したことを反映したものである。かかる増加は、2016年における損失(特に英国の石油・ガス・セクター)とは対照的に、一括評価される減損の正味戻入に起因してコマーシャル・バンキング(CMB)におけるLICが減少したことにより、一部相殺された。加えて、LICは、2017年にフランスおよびスペインにおいて減少した。

調整後営業費用は、不利な外国為替の変動もあり、700 百万ポンド（9%）増加した。グローバル・バンキング・アンド・マーケット（GB&M）における費用増加は、HSBC グループのその他の事業体に請求していた研究費および事業費に関する会社間での回収収益の増加（237 百万ポンド）により一部相殺された。これを除外すると、グローバル・バンキング・アンド・マーケット（GB&M）における歩合制の給付、年金および退職に係る費用の増加ならびにコーポレート・センターにおけるテクノロジー費用の増加により営業費用が増加した。かかる増加は、当行グループにおける金融犯罪リスクの管理能力を強化し、外部に向けたコミットメントを果たすことを目的とした当行グループのグローバル基準プログラムの継続的实施によってもたらされた。

リテール・バンキング・アンド・ウェルス・マネジメント

調整後税引前当期純利益は、減益を主因として 900 百万ポンドとなり、2016 年に比べて 73 百万ポンド（8%）減少したが、貸倒損失およびその他の信用リスク引当金（LIC）の減少および営業費用の減少により一部相殺された。

収益は 178 百万ポンド（4%）減少したが、これは、主に 2017 年 6 月にトルコ業務を MENA に移転したことによる。これを除外すると、かかる減少は、取引高が増加したにもかかわらず、新規事業の競争的な価格設定を反映してフランスにおける住宅ローンの利ざやが縮小したことによるものである。貸出金利の引下げに伴い、英国およびフランスの両国において当座預金の利ざやの圧縮も発生した。

貸倒損失およびその他の信用リスク引当金（LIC）は、特に 2017 年 6 月におけるトルコ業務の MENA への移転を反映して、60 百万ポンド（32%）減少した。英国では、2017 年にクレジットカード、ローンおよび当座貸越に係る個別評価された減損費用が増加したが、2017 年下半期における一度限りの債券売却により、一部相殺された。

営業費用は、2017 年 6 月におけるトルコ業務の MENA への移転を主因として、45 百万ポンド（1%）減少した。これを除外すると、かかる減少は、営業費用の減少、リスク費用の減少および金融サービス補償機構の賦課金の減少によるものであるが、テクノロジー費用の増加により、一部相殺された。

コマースシャル・バンキング

調整後税引前当期純利益は 1,876 百万ポンドとなり、2016 年に比べ 160 百万ポンド（9%）増加した。かかる増加は貸倒損失の減少によるものであるが、営業費用の増加により、一部相殺された。

収益は、有利な外国為替の変動により、29 百万ポンド（1%）増加した。これを除外すると、収益は 2016 年と比べ減少した。フランスでは、ユーロ圏のマイナス金利環境下で金利ヘッジが低金利に更改された結果、顧客預金の利ざやが圧縮し、正味受取利息が減少した。正味受取利息も、2017 年 6 月におけるトルコ業務の MENA への移転を受けて減少した。かかる減少分は、2016 年 8 月におけるイングランド銀行の基準金利が引き下げられたにもかかわらず、正味受取金利が増加したことで英国において増益となり、一部相殺された。これは、長期貸出を中心としたバランスシートの拡大および英国においての共同による収益の増加による。

貸倒損失およびその他の信用リスク引当金（LIC）は、233 百万ポンド（62%）減少した。正味減損費用の減少は、特に英国の石油およびガスセクターにおいて、2016 年の費用とは対照的に、2017 年に一括評価された損金の正味戻入を反映したものである。英国（主にギリシャ運輸セクター）においては、個別評価される減損戻入もあった。フランスでは、すべてのセクターにわたり LIC が減少した。スペインにおいても、前年度の建設セクターおよびエンジニアリング・セクターにおける引当金の増加を主因として、LIC が減少した。

営業費用は、不利な外国為替の変動もあり、102 百万ポンド（7%）増加した。これを除外すると、当行グループの金融犯罪リスクの管理能力を強化し、外部に向けたコミットメントを果たすことを目的とした当行グループにおけるグローバル基準プログラムの継続的实施に主として関連して営業費用

が増加した。英国における戦略的取組み、2016年における反復しない付加価値税の控除および2017年における年金の減少を反映した従業員費用の増加により費用が増加した。

グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ (GB&M)

調整後税引前当期純利益は、貸倒損失およびその他の信用リスク引当金 (LIC) の増加および営業費用の増加により、963百万ポンドとなり、2016年に比べ269百万ポンド (22%) 減少したが、増収により一部相殺された。

収益は、有利な外国為替の変動に加え、HSBCグループのその他の事業体から回収した研究費および事業費の増加 (237百万ポンド。営業費用において相殺) もあり、501百万ポンド (12%) 増加した。これを除外すると、投資銀行商品が引続き好調であったこと、プリンシパル・インベストメント業務における処分益を反映して増収となった。確定利付証券・通貨・商品取引の収益は、前年度と同水準であった。これは、顧客フローの増加に伴うクレジットおよび金利業務における増益を反映したものであるが、市場ボラティリティによる外国為替業務の業績不振および顧客活動の低迷により相殺された。株式業務における収益も、プライム・ファイナンス商品の市場シェア拡大により増加した。

貸倒損失およびその他の信用リスク引当金 (LIC) は、2016年の正味戻入とは対照的に、2017年の建設セクターおよびリテールセクターにおける二大コーポレート・エクスポージャーに係る費用を反映して410百万ポンド増加した。

営業費用は、2016年に比べ360百万ポンド (12%) 増加したが、HSBCグループの他の事業体との間で回収した研究費および事業費に関連する収益の増加 (237百万ポンド) により一部相殺された。これを除外すると、歩合制の給付、年金および退職に係る費用を反映して費用は増加した。

グローバル・プライベート・バンキング

調整後税引前当期純利益は、営業費用の増加、貸倒損失およびその他の信用リスク引当金 (LIC) の増加ならびに減収により59百万ポンドとなり、2016年に比べ47百万ポンド (44%) 減少した。

収益は、有利な外国為替の変動にも拘わらず、5百万ポンド (1%) 減少した。かかる減少は、英国における商業不動産勘定の廃止に伴い、2017年の平均貸付残高が減少したこと (550百万ポンド (10%) の減少) を反映したものである。

貸倒損失およびその他の信用リスク引当金 (LIC) は、前年度の正味戻入とは対照的に、主に2017年の英国の独身顧客について個別に評価される正味減損費用を反映して、15百万ポンド増加した。

営業費用は、不利な外国為替変動もあり、27百万ポンド増加した。これを除外すると、金融犯罪管理費用およびグローバル営業費用の増加により、営業費用が増加した。

コーポレート・センター

調整後税引前当期純利益は34百万ポンドとなり、2016年と比べ173百万ポンド (84%) 減少した。これは、営業費用の増加および収益の減少を反映したもののだが、貸倒損失およびその他の信用リスク引当金 (LIC) の減少により、一部相殺された。

収益は、2016年とほぼ同水準であった。

貸倒損失およびその他の信用リスク引当金 (LIC) は、ポートフォリオの処分を反映している2017年のレガシー・クレジット業務における重要な減損引当金の戻入を主因として、53百万ポンド (61%) 減少した。

営業費用は、256百万ポンド (50%) 増加したが、HSBCグループの他の事業体との間で回収したテクノロジー費用に関連する収益の増加 (142百万ポンド) により一部相殺された。これを除外すると、かかる増加は、サイバー・セキュリティ投資等のテクノロジー費用の増加を反映したものである。

配当

本年度における当行の株主に起因する連結ベースの利益報告額は、1,809百万ポンドであった。前年度においては、最終配当に代えて415百万ポンドの中間配当が支払われたが、2017年度においては、普通株式資本につき186百万ポンドが支払われた。2017年12月31日以降に、最終配当に代えて583百万ポンドの第二中間配当が宣言されており、2018年2月末に支払われることとなる。

財政状態に関する分析

12月31日現在における連結貸借対照表の要約

	(単位：百万ポンド)	
	2017年	2016年
資産合計	818,868	816,829
- 現金および中央銀行預け金	97,601	54,278
- トレーディング資産	145,725	125,069
- 公正価値評価の指定を受けた金融資産	9,266	8,345
- デリバティブ資産	143,335	199,419
- 銀行に対する貸付金	14,149	21,363
- 顧客に対する貸付金	280,402	272,760
- 売戻契約(非トレーディング)	45,808	31,660
- 金融投資	58,000	83,135
- その他	24,582	20,800
負債合計	774,819	776,204
- 銀行からの預金	29,349	23,682
- 顧客からの預金	381,546	375,252
- 買戻契約(非トレーディング)	37,775	19,709
- トレーディング負債	106,496	93,934
- 公正価値評価の指定を受けた金融負債	18,249	18,486
- デリバティブ負債	140,070	190,092
- 発行済負債証券	13,286	16,140
- 保険契約に基づく負債	21,033	19,724
- その他	27,015	19,185
資本合計	44,049	40,625
- 株主資本合計	43,462	39,930
- 非支配持分	587	695

事業セグメント別内訳：

グローバル事業部門別貸借対照表

(監査済)

	(単位：百万ポンド)					
	RBWM	CMB	GB&M	GPB	コーポレート・セ ンター	合計
2017年12月31日に終了した年度						
顧客に対する貸付金	117,933	84,947	63,379	7,372	6,771	280,402
顧客からの預金	151,985	100,831	94,069	12,774	21,887	381,546
2016年12月31日に終了した年度						
顧客に対する貸付金	111,692	80,969	67,416	7,050	5,633	272,760
顧客からの預金	148,469	97,630	89,115	14,279	25,759	375,252

2017年および2016年の貸借対照表の調整後の分析と報告額の分析との間に、調整事項はない。

当行グループは、顧客からの預金に対する顧客への貸付金の比率を2016年12月31日の72.7%と比較して73.5%とおおむね一定にすることで、強固で流動性の高い貸借対照表を維持した。

資産

現金および中央銀行預け金は、顧客からの余剰預金を分散し、流動性資産のポートフォリオを公社債から現金に部分的に移したことを受け、80%増加した。

トレーディング資産は、市場活動が増加したことにより、17%増加した。

デリバティブ資産は、デリバティブ負債での減少に比例した主要なイールドカーブの変化および外国為替の変動を主な原因として、28%減少した。

顧客に対する貸付金は、3%増加した。かかる増加は、企業向けおよび個人向け抵当貸付が高水準であったことに加え、IFRSのネットティング水準が低下した結果、当座貸越残高が増加したことによる。

買戻契約は、市場活動が増加したこと、およびネットティング額が減少したことにより、非トレーディング分が45%増加したが、ネットティング水準の上昇により相殺された。

金融投資は、主に売却可能ポートフォリオ内にある資産の売却により、30%減少した。

負債

顧客からの預金は、IFRSのネットティング水準の低下および外国為替変動によって企業向けおよび個人向けの残高が増加したことで、2%増加した。この増加分は、将来の自己資本および適格債務最低基準(MREL)の遵守のために発行され、エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシーに払い戻されることで劣後債となる負債証券によって一部相殺され、その結果、劣後負債として認識された。

買戻契約(非トレーディング)は、市場活動の活発化により、92%増加した。

トレーディング負債は、おおむねトレーディング資産に対応して13%増加した。

公正価値評価の指定を受けた金融負債および発行済み負債証券は、それぞれ1%および18%減少した。かかる減少は、当行グループの自己資本および適格債務最低基準(MREL)計画に関連して、満期到来債に代わり、エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシーからの長期貸付がなされたことによる。

デリバティブ負債は26%減少したが、これは基礎となるリスクがデリバティブ資産とおおむね対応するものであるため、概してデリバティブ資産に沿ったものであった。

資本

株主資本合計は、9%増加した。かかる増加は、保険数理上の仮定の調整および2017年において生み出された利益から得られた利益剰余金によるものである。

業績の国別内訳（報告額）

税引前当期純利益 - 国別内訳

(単位：百万ポンド)

	RBWM	CMB	GB&M	GPB	コーポレート・センター	合計
2017年12月31日						
英国	320	1,491	704	50	(950)	1,615
フランス	(8)	158	181	4	(121)	214
ドイツ	16	48	111	7	30	212
トルコ ²	(9)	8	19	-	2	20
その他	10	74	178	(1)	48	309
税引前当期純利益	329	1,779	1,193	60	(991)	2,370
2016年12月31日						
英国	710	1,632	514	94	(681)	2,269
フランス	114	144	218	6	(31)	451
ドイツ	17	50	105	5	10	187
トルコ	(106)	(20)	40	-	10	(76)
その他 ¹	11	22	(2,033)	-	43	(1,957)
税引前当期純利益	746	1,828	(1,156)	105	(649)	874

¹ GB&Mには、のれんの減損2,182百万ポンドが含まれる。

² トルコ業務は、2017年6月29日に、HSBC ミドル・イースト・ホールディングス・ビーヴイおよびHSBC バンク・ミドル・イースト・リミテッドに移転された。

純金利差益

純金利差益は、損益計算書において報告された正味受取利息を利付資産平均残高で除することにより算出される。平均残高は、当行グループの活動の日平均に基づいているが、月平均またはそれよりも短期間の平均も用いられることがある。

純金利差益は1.36%であり、重要な項目および外貨換算の影響を含め、2016年に比べ20ベース・ポイント（以下「bps」という。）低下した。かかる要因を除外すると、純金利差益は、住宅ローン、当座貸越および長期貸付等、顧客資産の利回りに対する圧力により縮小した。

正味受取利息

	2017年 百万ポンド	2016年 百万ポンド
受取利息	9,043	9,322
支払利息	(2,862)	(2,553)
正味受取利息	6,181	6,769
利付資産平均残高	453,182	434,686
	%	%
総利回り	1.84	2.04
控除：資金コスト	(0.53)	(0.53)
純金利スプレッド	1.31	1.51
純金利差益 ¹	1.36	1.56

¹ 純金利差益は、正味受取利息の利付資産平均残高に対する年換算ベースの割合である。

資産の種類別受取利息の要約

	2017年			2016年		
	平均残高 百万ポンド	受取利息 百万ポンド	利回り ¹ %	平均残高 百万ポンド	受取利息 百万ポンド	利回り ¹ %
短期資金および銀行に対する貸付金	78,133	53	0.07	60,655	116	0.19

顧客に対する貸付金	266,491	7,136	2.68	250,087	7,687	3.07
売戻契約	44,739	186	0.42	45,233	90	0.20
金融投資	63,462	943	1.49	78,391	975	1.24
その他の利付資産	357	18	5.04	320	9	2.81
利付資産合計	453,182	8,336	1.84	434,686	8,877	2.04
トレーディング資産 ² および公正価値評価の指定を受けた金融資産	82,765	1,685	2.04	82,609	1,401	1.70
減損引当金	(2,328)	-	-	(2,744)	-	-
非利付資産	300,521	-	-	333,169	-	-
資産合計	834,140	10,021	1.20	847,720	10,278	1.21

1 利回りの計算上、損益計算書において支払利息として認識された資産のマイナス金利が含まれる。

2 トレーディング資産から発生した受取利息は、損益計算書の「トレーディング純収益」に計上されている。

負債および資本の種類別支払利息の要約

	2017年			2016年		
	平均残高 百万ポンド	支払利息 ¹ 百万ポンド	コスト %	平均残高 百万ポンド	支払利息 ¹ 百万ポンド	コスト %
銀行からの預金	17,293	54	0.31	18,054	98	0.54
公正価値評価の指定を受けた金融負債 － 自己負債証券	17,307	218	1.26	18,681	176	0.94
顧客からの預金	308,944	1,279	0.41	297,913	1,456	0.49
買戻契約	39,239	152	0.39	34,955	62	0.18
発行済負債証券	21,846	377	1.73	28,822	250	0.87
その他の有利子負債	1,114	75	6.73	1,106	56	5.06
有利子負債合計	405,743	2,155	0.53	399,531	2,098	0.53
トレーディング負債 ² および公正価値評価の指定を受けた金融負債（自己負債証券を除く）	91,830	1,167	1.27	78,230	912	1.17
無利息当座預金	49,527	-	-	39,754	-	-
資本およびその他の無利息負債合計	287,040	-	-	330,205	-	-
資本および負債合計	834,140	3,322	0.40	847,720	3,010	0.36

1 資金調達費用の計算上、損益計算書において受取利息として認識された負債のマイナス金利が含まれる。

2 トレーディング負債から発生した支払利息は、損益計算書の「トレーディング純収益」に計上されている。

英国銀行の構造改革に関する最新情報

2013年英国金融サービス（銀行改革）法および関連する下位法令に基づき、（広く個人および中小企業から）25十億ポンド超の「中核的預金」の預金受入業務を行っている英国の銀行は、2019年1月1日までに英国でのリテール・バンキング業務をその他のホールセール・バンキング業務および投資銀行業務から分離するよう義務付けられている。その結果として設立される英国リングフェンス銀行業務を行う事業体は、リングフェンス銀行以外の事業体から経営的に分離され、経済的に独立し、法的に区別されていなければならない。英国健全性監督機構（PRA）のリングフェンス規則に従い運営しなければならない。

HSBCグループの英国リングフェンス銀行であるエイチエスビーシー・ユーケー・バンク・ピーエルシー（エイチエスビーシー・ユーケー）は、2015年12月に設立され、当行の英国におけるRBWM事業、CMB事業およびGPB事業の適格要素を担う目的で設置された。英国GB&M事業ならびに現行の外国子会社および外国支店は、HSBCグループの非リングフェンス銀行となる当行に今後も帰属する予定である。エイチエスビーシー・ユーケーは、エイチエスビーシー・ユーケー・ホールディングス・リミテッドの完全子会社である。エイチエスビーシー・ユーケー・ホールディングス・リミテッドは、当行の親会社であるエイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシーの完全子会社である。エイチエスビーシー・ユーケーは、2017年7月にPRAから制限付の銀行免許を取得し、2018年には合意済みの動員計画に従い無制限の銀行免許を取得する予定である。

リングフェンス・プロジェクトを完了するために、当行は、様々な法的移転を実施する必要がある。かかる移転には、エイチエスビーシー・ユーケーに対する顧客および非顧客の資産、負債および契約上の取決めの移転が含まれる。こうした移転の大部分は、2000年英国金融サービス市場法（その後の改正を含む。）第7編に規定される通り、裁判所の承認を得たリングフェンス移転スキーム（RFTS）を通じて実施される予定である。かかる移転に加えて、一定の項目も代替的な取決めを通じて移転されることとなる。2017年3月には、当行の資本剰余金20.7十億ポンドが、裁判所の承認を得たエイチエスビーシー・ユーケーに対する事業譲渡および関連する資本の移転のための準備プロセスを通じて分配可能準備金に転換された。

2018年1月には、英国高等法院に対する申請書の提出に伴い、リングフェンス移転スキームに係る裁判所手続が開始された。リングフェンス移転スキームの承認に係る最終審尋は、2018年5月に開催される予定であり、エイチエスビーシー・ユーケーは、2018年7月1日に運営を開始する計画である。営業開始の直前には、エイチエスビーシー・ホールディングス、当行、エイチエスビーシー・ユーケーおよびエイチエスビーシー・ユーケー・ホールディングス・リミテッドとの間で締結された契約に基づき、2018年7月1日に以下の3件の移転を実施する計画である。（1）リングフェンス移転スキームを通じたエイチエスビーシー・ユーケーに対する当行の英国RBWM事業、CMB事業の適格要素および関連する項目の移転、（2）リングフェンス移転スキームの一環としてのエイチエスビーシー・ユーケーに対する当行の適格子会社（特にマークス・アンド・スペンサー・フィナンシャル・サービス・ピーエルシー、HSBCプライベート・バンク（英国）リミテッドおよびその他多数のアセット・ファイナンス会社）の移転ならびに（3）出資によるエイチエスビーシー・ユーケーに対する当行の超過準備金の移転。

さらに、HSBCグループの再編計画の一環として、当行は、2018年下半期にエイチエスビーシー・ユーケー・ホールディングス・リミテッドの完全子会社になる予定である。

2017年において当行に発生したリングフェンス・プロジェクト費用は、0.3十億ポンド（2016年：0.1十億ポンド）であった。

上記の各移転が2017年12月31日に行われたと仮定した場合、2017年12月31日現在の当行の資産、負債、リスク加重資産および株式資本に基づき当行において試算すると、上記の各移転は、エイチエスビーシー・ユーケーに対する当行の資産合計の約28%および当行の負債合計の27%の移転、当行のリスク加重資産（RWA）合計の約35%にあたる外部リスク加重資産の移転に加えて、当行の株式資本合計の約37%にあたる当行からの株式資本出資に相当する。

当行は、当行およびエイチエスビーシー・ユーケーが2018年7月1日から別法人として営業できるよう設計された多数の追加的な移転および再編活動（出資を含む）を2018年中に実施する予定であり、上述の各種移転が2017年12月31日に行われたと仮定した場合の2017年12月31日現在の当行の資産、負債、株主資本合計およびリスク加重資産の試算については公表していない。当行のGB&M事業が再編前のポジションと対照的に当行の事業の中で高い割合を占めることになることを踏まえ、当行は、リスク加重資産の減少、収益源が減少する可能性、収益のボラティリティの拡大可能性を含むストラクチャー変更の結果としてバランスシートが縮小すると見込んでいる。さらに、当行のストラクチャー変更は、当行の格付の変更および資金調達コストの増加を招くおそれがある。

なお、上記の割合は試算に過ぎず、2018年7月1日現在のエイチエスビーシー・ユーケーの実際の資産、負債もしくは株主資本または2018年7月1日以降のエイチエスビーシー・ユーケーの財政状態を示していると解されてはならないことに留意されたい。

リスク

主要なリスクおよび新興リスク

主要なリスクおよび新興リスクとは、当行の財務実績、評判またはビジネス・モデルに影響を与える可能性のあるリスクである。これらのリスクが実現した場合、当行グループは重大な影響を受けるおそれがある。

これらのリスクに対するエクスポージャーおよび当行のリスク管理アプローチについて、以下で詳細に説明する。

外部要因

英国の欧州連合（EU）離脱のプロセス

英国の EU 離脱の合意内容ならびに英国と EU およびその他の諸外国との今後の関係（貿易を含む。）が不透明な状態は、少なくとも今後数年続くとみられる。英国は EU および今後貿易相手国となり得る諸外国と引き続き交渉していくことから、市場ボラティリティは継続すると予想される。当行グループは、その間、当行グループの顧客、商品およびバンキング・モデルが受け得る影響について継続的に評価し、それに従いかかる影響を軽減するための措置を再評価する予定である。

HSBC グループが受ける影響の規模および性質は、英国の EU 離脱後に HSBC グループおよびその顧客においてクロスボーダー事業を継続できる条件の具体的な内容次第である。英国の現行の貿易関係が変化すれば、当行グループにおいて引き続き法令を遵守しつつ、顧客のニーズを満たしながら、自らのビジネスを展開できるよう、HSBC グループのバンキング・モデルを変更する必要もあるとみられる。かかる変更により、当行グループは、営業費用の増加のみならず、他の法域への従業員および事業の移転も余儀なくされる可能性もある。加えて、上記の不確実性、ボラティリティまたは英国の交渉の結果が、経済、借入需要および資本フローに及ぼす悪影響は、HSBC グループに重大な悪影響を及ぼすおそれがある。

軽減措置

- ・ 当行グループは、当行グループの顧客、商品および事業が受け得る影響の規模を理解するために、包括的な影響評価を実施してきた。当行グループは、引続き英国およびヨーロッパの顧客にサービスを提供できるようにするための選択肢を特定しており、今後も EU との交渉の展開に応じて、当該選択肢の見直しを図る方針である。
- ・ 当行グループは、ストレス・テスト分析も活用しながら、ストレス要因を特定するため、当行グループのポートフォリオを積極的に監視する。脆弱なセクターについては、リスク方針またはリスク選好度の調整が必要であるか否かを判断するための経営陣による検証の対象とする予定である。
- ・ 当行グループは、特に最も影響を受けたセクターにおいてリスクが発生した場合、当該リスクを管理するための取組みとして、今後も引き続き規制当局、政府および顧客と協働する。

地政学的リスク

当行グループの経営およびポートフォリオは、当行グループの業務の混乱、当行グループの従業員に対する身体的リスクおよび／または当行グループの資産に対する物理的損害を招き得る政治不安、市民暴動および軍事衝突に関連するリスクにさらされている。保護貿易主義の台頭に加えて、貿易政策および投資政策を外交手段として用いる傾向の高まりも、世界の貿易の流れに悪影響を及ぼしかねない。地政学リスクも 2017 年を通じてななおも注目されてきた。

中東においては、2017 年にイスラム国（IS）がイラクおよびシリアの両国の支配地域を失ったことにより、同地域における勢力と影響力を失ったが、IS のテロリストによる更なる攻撃は、特に欧州において今後も続くとみられる。

欧州においては、経済面および政治面の展望が引き続き不透明なままである。イタリア、ハンガリーおよびスウェーデンはいずれも、2018年に選挙を控えている。スペインの政治情勢は、カタルーニャ州のスペインからの独立の是非を問う住民投票後、スペイン政府がカタルーニャ州を直接支配する決定をしたことで依然緊張状態にある。EUの今後の英国との関係も、英国のEU離脱の条件交渉が続く中、依然として定まってはいない。

軽減措置

- ・ 当行グループは、大きなエクスポージャーを持つ国や実際に拠点を持つ国を中心に、地政学的見通しを継続的に監視している。
- ・ 当行グループは、当行グループのリスク選好度を反映しつつ、適切にリスクを軽減できるよう、限度額およびエクスポージャーを調整する目的で、内部ストレス・テスト、シナリオ分析および規制上のストレス・テスト・プログラムを実施している。
- ・ 当行グループは、テロのリスクが高いとみられる国における物理的な警備を強化する対策を講じている。

信用サイクルの転換

2017年における地政学的事象は、当行グループの損失率に重大な影響を及ぼすことはなかったものの、不確実な貿易・投資環境を生み出している。

英国では、インフレの高まりを受け、金融政策委員会が基準金利を0.25%引き上げた。これは、2007年7月以来初の利上げであり、2018年上半期においても追加利上げがあるとの憶測が広がっている。賃金上昇率の低下も相まって、英国の家計が経験し続けている所得の締め付けは、消費者支出に影響を与え、結果的にはリテールセクターにも悪影響を及ぼしている。

大陸ヨーロッパにおいては、財政悪化（例えば、ギリシャおよびイタリアの銀行セクター）および政治不安（例えば、スペイン）という特定の事象が継続しているものの、2016年と比べ貿易が好調であった。

減損費用は、2017年下半期に歴史的な低水準から増加した一方で、当行グループの通年のリスク選好度の範囲内に留まっており、全般的にはホールセール・ポートフォリオは引き続き安定していた。

軽減措置

- ・ 当行グループは、主要な市場およびセクターにおける経済動向を注意深く監視し、シナリオ分析を実施している。これにより、当行グループは、必要に応じて、監視の強化、リスク選好度の変更および／または限度額もしくはエクスポージャーの削減を含むポートフォリオに対する措置を講じることができる。当行グループは、石油・ガス・セクター等のように2017年には一層安定していた特定の高リスク・ポートフォリオの監視を継続している。
- ・ 当行グループは、様々なシナリオ下における損失に対する感応度を特定するために、特定の懸念事項に関するポートフォリオのストレス・テストを実施しつつ、必要な場合はエクスポージャーの再均衡化およびリスク選好度の管理のために経営上の措置を講じている。
- ・ 個人顧客またはポートフォリオ・リスクを理解し、低迷期において与信枠の水準を管理する当行グループの能力が適切であるようにするために、重要なポートフォリオの見直しを定期的実施する。当行グループは、2017年において、建設およびリテールセクター等のように脆弱性を示すポートフォリオに関する特定の見直しを実施した。

サイバー攻撃の脅威およびシステムへの不正アクセス

HSBC グループをはじめ、公的機関および民間組織は今もなお、ますます巧妙化しているサイバー攻撃の標的となっている。ランサムウェアおよび配信されたサービス拒否攻撃は、当行グループの業務および顧客向けウェブサイトの混乱または顧客データの喪失のおそれがあり、金融業界にとって益々重大な脅威となっているとみられる。

軽減措置

- ・ 当行グループは、かつてない程に増加および巧妙化しているサーバー攻撃の脅威を防止および探知し、それに対応するための当行グループの能力を強化し、そのための多額の投資も継続する。具体的には、当行グループは、さらに巧妙化するマルウェアおよびサービス拒否攻撃からの防御能力ならびにデータ漏洩防止能力の強化を継続しつつ、セキュリティ侵害行為の探知およびその対応の手順も強化している。
- ・ サイバー・リスクは、取締役会のオペレーションズ・アンド・テクノロジー・コミッティ（OPTEC）における最重要課題であり、現在実施されている当行グループのサイバー・セキュリティ・プログラムの適切な認知、ガバナンスおよび幹部による支援を確保するために、定期的に報告されている。
- ・ 当行グループは、当行グループおよび同業者が直面している進化する脅威に関する理解を深め、かかる脅威に対応する能力を強化するため、法執行当局および業界団体と情報を共有している。

高まる規制に関する期待感

金融サービスを提供する企業は、資本および流動性の管理、事業遂行、金融犯罪、内部統制の枠組み、モデルの使用ならびに金融サービス提供の誠実性などの分野を中心に、厳しい規制・監督上の要件に対応しなければならない事態に引続き直面している。規制上の変更は、英国の EU 離脱の結果による変更を含め、当行グループ全体または当行グループの一部もしくは全部の子会社において業務に影響を及ぼす可能性がある。

軽減措置

- ・ 当行グループは、事業を営む国において政府および規制機関と全面的に連携し、規制当局および金融セクターが新規要件を適切に検討し、効果的な方法で実施できるように協力している。
- ・ 当行グループは、英国当局と定期的に会合を開き、英国の EU 離脱に関連する各種シナリオを網羅した戦略的不測事態対処計画について協議している。

事業遂行に対する規制上の重視

金融機関は、今もなお、特に顧客のための公正な成果および金融市場における秩序ある透明性の高い経営に関連して、事業遂行に関する相当の調査を受けている。規制当局、検察当局、メディアおよび公衆のいずれも、金融機関の行為につき、高い期待を抱いており、かかるリスク軽減のための十分な管理体制が整備されていない場合、規制上の制裁、罰金または民事訴訟の増加を招くおそれもある。

エイチエスビーシー・ホールディングスおよび HSBC ノース・アメリカ・ホールディングス・インク（以下「HNAH」という。）は、2017 年 9 月に、HSBC グループの過去の外国為替活動に関する調査に関連して、米国連邦準備制度理事会（以下「FRB」という。）からの民事制裁金命令を受諾した。かかる民事制裁金命令の条件に基づき、エイチエスビーシー・ホールディングスおよび HNAH は、一定の是正措置を講じること、および FRB に民事制裁金を支払うことに同意した。2018 年 1 月には、エイチエスビーシー・ホールディングスは、HSBC グループの過去の外国為替の販売・取引活動に関連して、米国司法省（DoJ）刑事局との間で 3 年間の起訴猶予合意を締結した。かかる起訴猶予合意の条件に基づき、HSBC グループは、一定の是正措置を講じること、DoJ に年次報告書を提出すること、ならびに制裁金および賠償金を支払うことに同意した。

軽減措置

- ・ 当行グループは、潜在的に影響を受け易い顧客の取扱い、市場の監視、従業員研修および業績管理等の分野における当行グループの行為の管理を引続き強化している。

金融犯罪対策コンプライアンス

金融機関は、依然として金融犯罪の防止・検知能力に関する規制上の重要な調査対象となっている。金融犯罪の脅威は進化を続けており、地政学的動向と連動することも多い。革新的なフィンテックを用いた金融犯罪のリスクについては、今もなお完全に理解されてはおらず、その一方で変化する制裁規制環境により、法執行上の課題も提起されている。

近年の欧州および米国におけるテロ攻撃により、法執行当局および規制当局は、テロリストによる資金調達の防止および当局への適時報告を目的として、銀行の管理体制に対する監督を強化するとみられる。こうした監督により、法執行当局からのデータの要求と HSBC グループが実施義務を負うデータの保護との間で摩擦を生じるおそれがある。

DoJ および英国金融行為規制機構 (FCA) との間で締結した 2012 年の合意に基づいて、当行グループのマネーロンダリング防止および経済制裁遵守プログラムの有効性の年次評価を作成するために、2013 年に独立した立場のコンプライアンス監視人 (監視人) が任命された。監視人は、これに加えて、FRB の同意命令の下での HSBC グループの独立コンサルタントとしての役割も果している。2017 年 12 月には HSBC ホールディングス・ピーエルシーと DoJ との間の 5 年間の米国起訴猶予合意も、HSBC グループがすべての義務を履行したため終了した。監視人は、FCA および FRB の裁量により決定される期間中、独立コンサルタントとして引き続き業務を行う予定である。

軽減措置

- ・ 当行グループは、HSBC グループにおける金融犯罪リスク管理のすべての分野を集結させた当行グループの金融犯罪リスク機能の強化を継続した。
- ・ 当行グループは、洗練された分析技術のより良い活用を通じて強化されたリスク管理能力の開発に努めている。
- ・ 当行グループは、実施した改革が長期にわたり効果的かつ持続可能であるようにするために取り組んでいる。この分野における取組みについては今後も、当行グループの業務全般にわたり金融犯罪を防止するために最も効果的な基準を導入するという戦略的目標と一致させる予定である。

市場の流動性およびボラティリティ

適時に望ましい数量の金融証券を取引する能力として定義される市場流動性は、依然として変動的である。流動性は、金融機関の全般的な貸借対照表の規模を制限する資本要件の増加等の規制上の要求、一定の取引行為を禁止するボルカー・ルールの実行および担保に関する要件の改正という様々な要因の影響を受けるため、引き続き課題となっている。

これは市場全体の問題であり、ボラティリティの高まりにより、HSBC グループは、さらなる損失または減益に見舞われるおそれがある。

軽減措置

- ・ 当行グループは、適切な場合は当行グループの市場リスク限度額を調整しながら、非流動的ポジションおよび集中リスクを継続的に監視する。

内部要因

人的リスク

専門知識を有する労働力が不足することも珍しくなく、さらにグローバルに流通している中で、当行グループの従業にはより複雑かつ利益が相反する要求が継続的に課されている。かかる要求は、当行グループの戦略実現に関連した要求とともに、当行グループの規制改革プログラムおよび是正プログラムからも生じている。

シニア・マネージャーおよび認証制度ならびに関連する行動規範は、上級職員およびこれよりも下位の職員双方の説明責任および行動について、要求される要件を明確に設定している。

エイチエスビーシー・ユーケーの本部のバーミンガムへの移転および規制改革プログラムの実施等、当行グループの戦略を支えるための組織改変は、潜在的に従業員の離職率を高める可能性がある。

英国の EU 離脱の是非を問う国民投票およびその後の離脱派の勝利に伴い、英国において高まる人的リスクを評価する必要がある。

軽減措置

- ・ 当行グループは、重要な分野における専門家資源の水準を引続き増加させるとともに、規制当局が新たな規制を最終決定する際に引き続き規制当局に関わっていく。
- ・ 組織改変に関連するリスクは、経営陣による厳格な監視の対象となっており、従業員の離職率が特に高い国では特に厳重に監視される。
- ・ エイチエスビーシー・ユーケーの本部のバーミンガムへの移転を支援する計画は実施された。英国の EU 離脱による潜在的な影響については現在評価中であり、行動計画も作成中である。

IT システムのインフラおよび耐久性

HSBC グループは、引き続き、レピュテーションの毀損および規制上の損害が発生し得る当行グループの IT システムおよび重要な業務について、信頼性および復元力の向上に向けた投資を強化している。

軽減措置

- ・ 戦略的取組みは、高品質で安定した安全なサービスの提供に特に焦点を当てて、技術を開発、提供および維持する方法を変化させている。この一環として、当行グループは、システムの復元力および業務継続テストの大幅な改善に重点を置いている。加えて、当行グループは、開発ライフサイクルの安全性を強化し、テストの手順および方法を改善してきた。
- ・ 2017 年において、当行グループは、サービス提供の簡易化ならびに旧式の IT インフラおよびアプリケーションの入れ替えにより、IT システムの監視およびアップグレードを継続した。

執行リスク

戦略的目標を達成し、強制的な規制要件を充足するためには、HSBC グループが今後も執行リスクを特に重視することが重要である。このためには、プログラムについて、重要な資源に集中し、かつ、一刻を争う厳格な管理が必要となる。変化の重要性および複雑性に起因するリスクとしては、規制当局による追及、レピュテーションの毀損または財務的損失等が挙げられる。現在の主要な取組みには、リングフェンス銀行の設置、英国の EU 離脱の決定に伴う当行グループのビジネス・モデルの更新についての業務執行の管理が含まれる。

軽減措置

- ・ 当行グループの重要なプロジェクトに関する優先順位付けおよびガバナンスのプロセスについては、当行グループの執行委員会が監視している。エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー内では、取締役会のオペレーションズ・アンド・テクノロジー・サブコミッティ (OPTeC) が、地域ごとの優先順位の見通しを示すとともに、それらに資金を投入している。

- ・ 当行グループは、2017年において、当行グループ全体でより適切にポートフォリオを管理できるよう、重要な取組みについての期限の厳守、内部および外部の依存性ならびに主要なリスクを注意深く監視することを通じ、執行リスクを引き続き管理した。

モデル・リスク

当行グループは、当行グループの事業を管理するにあたり、自己資本規制、ストレス・テスト、与信承認、金融犯罪リスク管理、財務報告等、様々な目的のモデルを使用している。進化する規制上の要件は、モデル・リスク管理に対する当行グループのアプローチに重大な影響を及ぼしており、執行上の課題をもたらしている。業界全体にわたるより洗練されたモデリングのアプローチおよび技術の採用も、モデル・リスクを高める可能性がある。

当行グループは、不適切なモデルを使用した場合または不適切にモデル・リスクを管理した場合、損失を被る可能性、追加資本の保有を義務づけられる可能性、規制上の基準を充足できない可能性、営業費用の増加に見舞われる可能性がある。

軽減措置

- ・ 当行グループは、中央グローバル分析機能を構築しており、当行グループのモデリング・チームおよび独立したモデル検証チームの能力と知識の強化を継続している。
- ・ 当行グループは、グローバル・リスク分析チームから独立した第2の防衛線によるモデル・リスク・マネジメント機能を確立することにより、当行グループのモデル・リスク・ガバナンスの枠組みを引き続き強化している。
- ・ 当行グループは、新規のモデリング技術を採用しており、新たなリスクの発生に対応できるよう当行グループのモデル・リスク管理の枠組みおよびガバナンス基準を更新している。

データ管理

当行グループは、現在、重要なビジネス・プロセスおよび業務を支援するために、数多くのシステムおよびアプリケーションを使用している。その結果、当行グループは、エラー・リスクを軽減するために、顧客データソース等の複数のデータソースを照合しなければならないことが多い。HSBCグループは、他の組織とともに、外部/内部/規制上の義務も充足する必要がある。例えば、EUデータ保護規則では、2018年5月までに、顧客データ・システム全体にわたりデータのプライバシー・保護機能を導入することが義務付けられている。

軽減措置

- ・ 当行グループは、数多くのグループ・システムにおいてデータの質の向上を継続している。当行グループにおけるデータの管理および統合により、内部のシステムおよびプロセスの効果が引き続き増加および強化されている。
- ・ 当行グループは、積極的に顧客データおよび取引データを監視し、データ問題を解決することにより、データの質の向上に向けた進展を続けている。当行グループはまた、当行グループの顧客および従業員が利用するデータの信頼性向上のために、データ管理体制の導入および照合の強化を実施してきた。

自己資本

自己資本の概要

主要な自己資本数値

	注記	12月31日現在	
		2017	2016
利用可能資本(百万ポンド)	1		

普通株式等 Tier 1 資本	27,409	25,098
Tier 1 資本	32,243	30,218
規制上の自己資本合計	39,288	38,522
リスク加重資産(百万ポンド)		
信用リスク	164,767	168,936
カウンターパーティ信用リスク	24,018	28,593
市場リスク	20,978	24,975
オペレーショナル・リスク	23,310	22,733
リスク加重資産合計	233,073	245,237
自己資本比率(%)		
普通株式等 Tier 1 資本	11.8	10.2
Tier 1 合計	13.8	12.3
自己資本合計	16.9	15.7
レバレッジ比率		
Tier 1 資本(百万ポンド)	31,165	28,853
レバレッジ比率エクスポージャー合計値(百万ポンド)	787,220	733,415
レバレッジ比率(%)	2	4.0
		3.9

1 資本の数値は、経過ベースで報告されている。

2 レバレッジ比率は、段階的適用完了ベースで算出されている。

12月31日現在の自己資本構成

(監査済)

自己資本開示

参照*	2017年12月 2016年12月		
	31日現在	31日現在	
	注記	百万ポンド	百万ポンド
普通株式等Tier 1 (以下「CET 1」という。) 資本：証券および準備金			
1	資本証券および関連株式剰余金勘定	797	21,099
	- 普通株式	797	21,099
2	利益剰余金	1	32,601
3	累積その他包括利益 (およびその他準備金)	1	4,341
5	少数持分 (連結CET 1において許容される金額)		337
5a	独立に見直される中間純利益 (予測可能な損金または配当控除後)	1	217
6	規制上の調整前の普通株式等Tier 1 資本	38,293	35,024
普通株式等Tier 1 資本：規制上の調整			
7	追加価値調整	(587)	(756)
8	無形資産 (関連繰延税金負債控除後)	(5,337)	(5,145)
10	将来の収益性に依拠する繰延税金資産 (一時的差額から生じるものを除く。) (関連税金負債控除後)	(39)	(30)
11	キャッシュ・フロー・ヘッジの損益に関する公正価値準備金	41	(84)
12	予定損失金額の算定から生じるマイナス金額	(864)	(1,128)
14	信用状態の変更から生じる公正価値の負債の損益	452	(141)
15	確定給付型年金資産	(4,550)	(2,642)
28	普通株式等Tier 1 に対する規制上の調整合計額	(10,884)	(9,926)
29	普通株式等Tier 1 資本	27,409	25,098
その他Tier 1 (以下「AT 1」という。) 資本：証券			
30	資本証券および関連株式剰余金勘定	3,781	3,781
31	- IFRSに基づき株式と分類されるもの	3,781	3,781
33	AT 1 からの段階的廃止の対象の適格項目および関連株式剰余金勘定の金額	1,083	1,389
34	子会社が発行して第三者が保有する連結AT 1 資本に含まれる適格Tier 1 資本 (CET 1 に含まれない少数持分を含む。)	44	56
36	規制上の調整前のその他Tier 1 資本	4,908	5,226
その他Tier 1 資本：規制上の調整			

37	自己AT1証券の直接および間接保有	(45)	(49)
41b	経過期間中のTier2（以下「T2」という。）資本からの控除に関しAT1資本から控除された残存金額	(29)	(57)
	- 組織による金融セクター機関のT2証券および劣後ローンの直接および間接保有（当該機関が当該組織に重大な投資を保有する場合）	(29)	(57)
43	その他Tier1資本に対する規制上の調整合計	(74)	(106)
44	その他Tier1資本	4,834	5,120
45	Tier1資本（T1 = CET1 + AT1）	32,243	30,218
	Tier2資本：証券および引当金		
46	資本証券および関連資本剰余金勘定	5,977	7,058
47	T2からの段階的廃止の対象の適格項目および関連資本剰余金勘定の金額	1,194	1,310
48	子会社が発行して第三者が保有する連結T2資本に含まれる適格自己資本証券（CET1またはAT1に含まれない少数持分およびAT1証券を含む。）	169	196
49	- うち：子会社発行の段階的廃止対象の証券	146	182
51	規制上の調整前のTier2資本	7,340	8,564
	Tier2資本：規制上の調整		
52	自己T2証券の直接および間接保有	(30)	(32)
55	組織による金融セクター機関のT2証券および劣後ローンの直接および間接保有（当該機関が当該組織に重大な投資を保有する場合）（適格ショート・ポジションの控除後）	(265)	(228)
57	Tier2資本に対する規制上の調整合計額	(295)	(260)
58	Tier2資本	7,045	8,304
59	資本合計（TC = T1 + T2）	39,288	38,522

* 参照は、適用され価値を有する、EBA テンプレートに記載されるラインを特定する。

1. 比較対象期間において、支払配当金は、行2および行3から行5aに改めて計上されている。

普通株式等 Tier1 資本は、以下の事由により 1 年間で 2.3 十億ポンド増加した。

- ・ 利益（配当分を除く）から生み出された 1.2 十億ポンドの資本
- ・ エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシーの出資による 1.2 十億ポンドの資本
- ・ 外貨換算差益による 0.4 十億ポンドの資本

かかる増加は、HSBC バンク・エーエスから HSBC ミドル・イースト・ホールディングス・ビーヴイへの譲渡による 0.5 十億ポンドの減資により、一部相殺された。

リスク加重資産

事業部門別、主要な要因別のリスク加重資産の変動

(単位：百万ポンド)

	信用リスク、カウンターパーティ信用リスク およびオペレーショナル・リスク						リスク 加重資産 合計
	RBWM	CMB	GB&M	GPB	コーポレ ート・セ ンター リスク	市場 リスク	
2017年1月1日現在の リスク加重資産	25,849	81,958	81,504	3,509	27,442	24,975	245,237
リスク加重資産改善策	(10)	(3,930)	(9,746)	(135)	(5,927)	(1,783)	(21,531)
外国為替変動	91	606	(2,289)	22	(1,203)	(2,024)	(4,797)
取得および処分	(791)	(1,611)	(631)	-	(585)	(462)	(4,080)
勘定の規模	368	3,799	4,327	120	216	(294)	8,536
勘定の質	298	587	86	150	442	-	1,563
モデルの更新	661	3,666	252	(90)	-	-	4,489
手法および方針	210	373	3,287	(36)	(744)	566	3,656
- 内部要因による更新	210	373	2,525	(36)	(744)	566	2,894

- 外部要因による更新 - 規制	-	-	762	-	-	-	762
リスク加重資産の変動合計	827	3,490	(4,714)	31	(7,801)	(3,997)	(12,164)
2017年12月31日現在のリスク加重資産	26,676	85,448	76,790	3,540	19,641	20,978	233,073

リスク加重資産は2017年に12.2十億ポンド減少したが、このうち4.8十億ポンドは外貨換算差異の減少によるものであった。(外貨換算差異を除外した)残りの減少分7.4十億ポンドは、リスク加重資産への取り組みにかかる21.5十億ポンドならびに取得および処分にかかる4.1十億ポンドの減少分につき、勘定の規模の拡大による8.5十億ポンド、モデルの更新による4.5十億ポンドならびに手法および方針の変動による3.7十億ポンドの増加分によって相殺されたことによる。

以下、外貨換算差異以外の2017年におけるリスク加重資産の主要な変動について記載する。

リスク加重資産への取り組み

レガシー・クレジット業務が引続き縮小していることにより、リスク加重資産は5.6十億ポンド減少した。その他の減少要因は、主にリスク加重資産の計算の改良分3.1十億ポンド、エクスポージャーの削減分2.9十億ポンド、貿易対策分2.7十億ポンドおよびプロセスの改善分3.1十億ポンドであった。

取得および処分

HSBC バンク・エーエスからHSBC ミドル・イースト・ホールディングス・ビーヴィエへの譲渡により、当行グループのリスク加重資産は4.1十億ポンド減少した。

勘定の規模

勘定の規模が8.5十億ポンド変動したのは、主にグローバル・バンキング・アンド・マーケッツ (GB&M) およびコマーシャル・バンキング (CMB) を中心に貸付が増加したことによる。

レバレッジ比率

当行グループの段階的適用完了ベースのCRD IV レバレッジ比率は、2017年12月31日において4.0%であり、2016年12月31日と比べ3.9%上昇した。Tier 1資本の増加は、バランスシート・エクスポージャーの増加を主因としたレバレッジ・エクスポージャー測定値の上昇により、一部相殺された。

貸借対照表の日付後に生じた事実

当行は、2018年1月2日に、エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシーからHSBC インベストメント・バンク・ホールディングス・リミテッドの株式資本の100%を135百万ポンドで取得した。なお、HSBC インベストメント・バンク・ホールディングス・リミテッドは、投資持株会社である。

当行は、2018年1月31日に、当行発行の2023年期限前償還条項付劣後社債350百万ポンド(5%)の期限前償還を2018年3月20日に実施することを通知した。

2017年における親会社の株主向けの第二中間配当が583百万ポンドであることにつき、2018年2月12日、当行取締役によって宣言された。

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

● グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号

ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（[ムーディーズ日本語ホームページ](#)の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。

ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

● グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

[S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ](#)の「ライブラリ・規制関連」の「[無登録格付け情報](#)」に掲載されております。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因

により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

● 格付会社グループの呼称等について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

[フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ](#)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成 29 年 4 月 1 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。

金融商品取引業者 株式会社 SBI 証券 関東財務局長（金商）第 44 号

加入協会/日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会